

**さぬき市子ども・子育て支援計画**  
**(平成 27 年度～31 年度)**

平成 27 年 3 月

**さぬき市**



## はじめに

近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えており、新聞やテレビ等では、連日、社会の不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されております。

その一方で、子育てを社会全体で支援していくための前向きな動きもみられるところであり、少子化を食い止め、心豊かな社会を取り戻すため、今まさにすべての人が、子育ての重要性を再認識する時が来ているのではないかと考えております。

こうしたなか、国においては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、市町村において、新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられましたが、この3法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされております。

このようなことから、本市においても、さぬき市次世代育成支援行動計画等の実績をふまえ、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、また、地域や関係機関と行政の緊密な連携のもと、安全・安心な環境のなかで支えあいながら、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「さぬき市子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。

なお、策定に当たりましては、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査などにより、貴重なご意見を賜り、それらを集約した上で、さぬき市子ども・子育て会議でご審議をいただいたところであります。

最後に、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきましたさぬき市子ども・子育て会議の皆様をはじめとする関係者の方々に、心から深く感謝いたしますとともに、今後とも、本市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

平成27年3月

さぬき市長 大山 茂樹



## 目 次

第1章 計画策定の趣旨	- 1 -
1. 計画策定の背景	- 1 -
2. 計画の位置づけ	- 4 -
3. 計画の期間	- 5 -
4. 計画の対象	- 5 -
5. 計画の策定体制	- 5 -
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	- 7 -
1. 人口と世帯の状況	- 7 -
2. 婚姻・出生・児童数の状況	- 9 -
3. 女性の労働力率	- 11 -
4. アンケート調査結果	- 12 -
5. 教育・保育施設の状況	- 32 -
6. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況	- 34 -
第3章 計画の基本理念及び目標	- 38 -
1. 基本理念	- 38 -
2. 計画策定にあたっての基本的な視点	- 40 -
3. 施策体系	- 41 -
第4章 分野別施策の展開	- 42 -
1. 子育てを支える体制の整備	- 42 -
2. 安心して生み育てることのできる環境づくり	- 46 -
3. のびのびと育つ環境づくり	- 49 -
4. 配慮が必要な家庭や児童への支援	- 52 -
5. 安心して暮らすことのできる基盤の整備	- 54 -
第5章 子ども・子育て支援事業計画	- 56 -
1. 教育・保育提供区域の設定	- 56 -
2. 認定区分	- 57 -
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	- 58 -
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	- 61 -
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制確保	- 73 -
第6章 計画の推進	- 74 -
1. 推進体制	- 74 -
2. 計画の広報・啓発	- 74 -
3. 進捗管理	- 74 -
附 資料編	- 75 -
1. さぬき市子ども・子育て会議条例	- 75 -
2. さぬき市子ども・子育て会議委員名簿	- 76 -



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画策定の背景

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受けて、国においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から10年間に於いて次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画の策定を、全国の市町村に義務付けました。

さぬき市においても、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成17年3月に「さぬき市次世代育成支援行動計画」を策定、平成22年3月には「さぬき市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、計画の将来像である『ゆるぎたらずで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子』を目指して、「子どもの利益の最優先と主体的な育ちを支える環境づくり」、「ゆったりとした気持ちで子育てできる環境づくり」、「子育て・子育ちを地域全体で支える環境づくり」の3つの基本理念に基づいた、子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

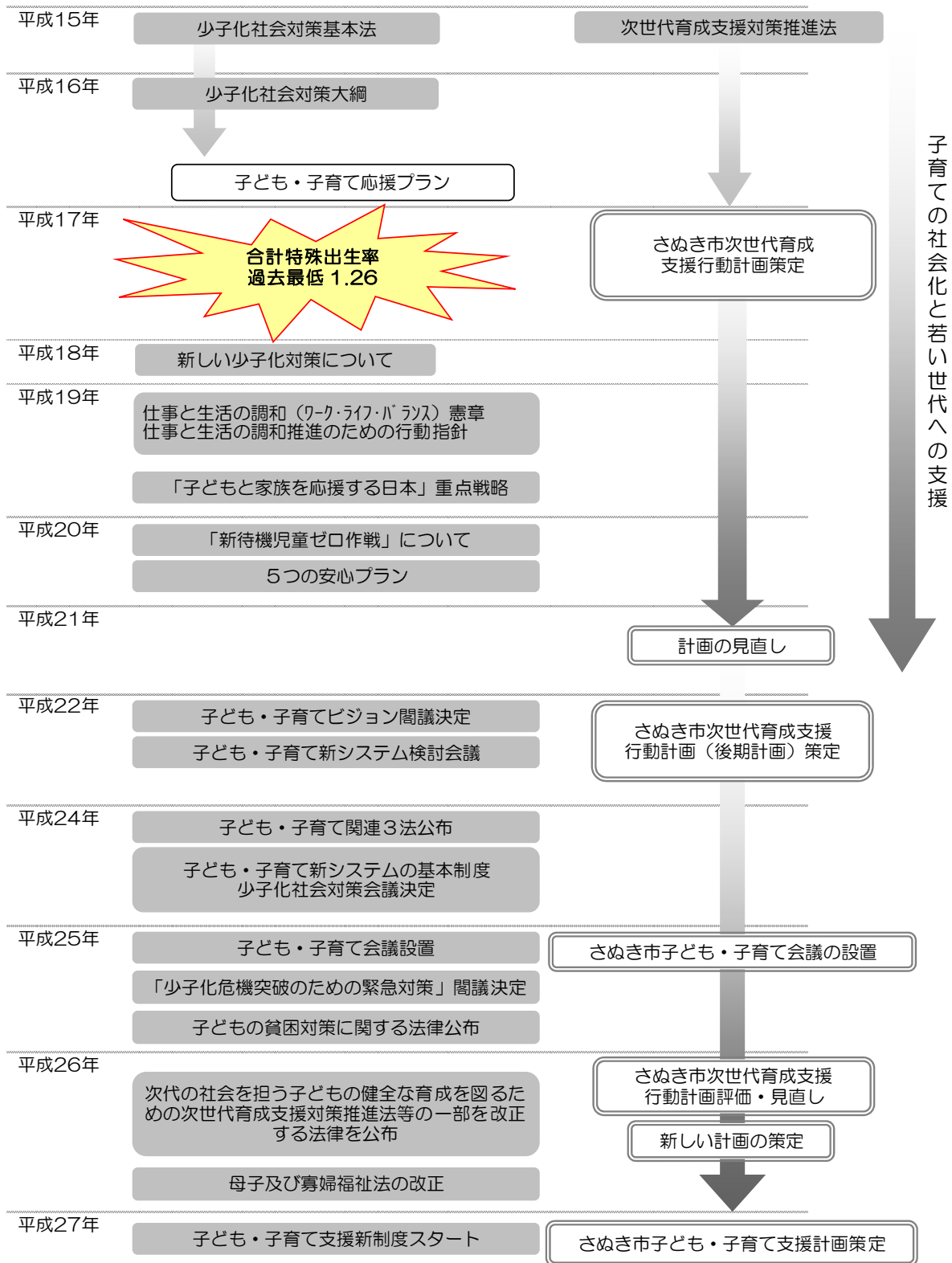
一方、国においては、その後も国の基本施策である少子化社会対策大綱に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、様々な子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法が成立しました。

この法律では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指し、全国の市町村に幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けました。

また、平成26年4月に次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が施行され、次世代育成支援対策推進法の有効期限が平成37年3月31日まで延長されるとともに、市町村行動計画の策定が義務から任意化されました。

このような状況を受け、さぬき市では、平成26年度末で終了する「さぬき市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画として、法定計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する「さぬき市子ども・子育て支援計画」を策定することとしました。

【国の動きとさぬき市の取り組み】





## 【子ども・子育て支援新制度の概要】

子ども・子育て関連3法により、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まります。新制度では、少子化問題の改善、子育てをめぐる課題の解決を目指し、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、それぞれの地域の特性やニーズに即した制度運営やサービス提供を行っていくこととなります。

また、「保育の必要性の認定」が導入され、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保が義務付けられるなど、基礎自治体としての市町村の権限と責務が大きくなります。

### ■新制度の3つのポイント

#### ◆質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・認定こども園制度を改善し、普及を図る
- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）を創設

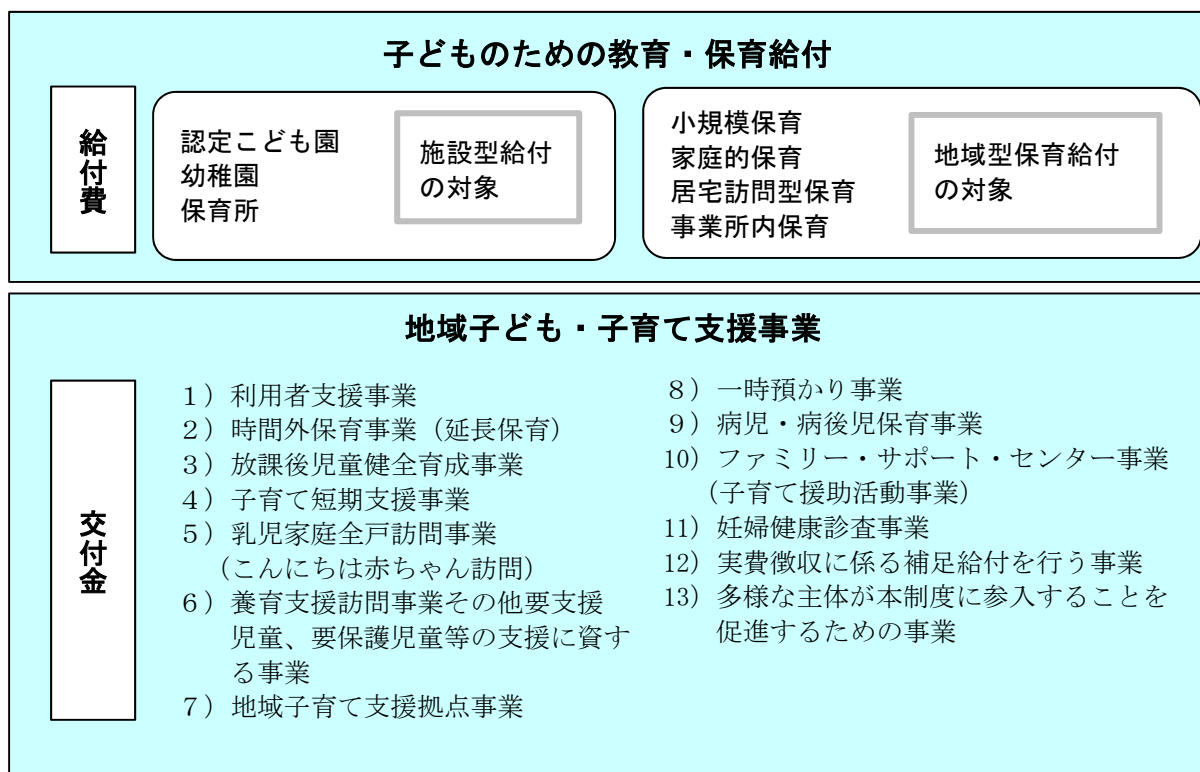
#### ◆保育の量的拡大・確保

- ・保育所認可制度の改善
- ・小規模保育・家庭的保育等への給付（地域型保育給付）を創設

#### ◆地域の子ども・子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点事業、時間外保育、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、こんにちは赤ちゃん事業、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、妊婦健診等の子ども・子育て支援の促進

### ■新制度における事業の全体像



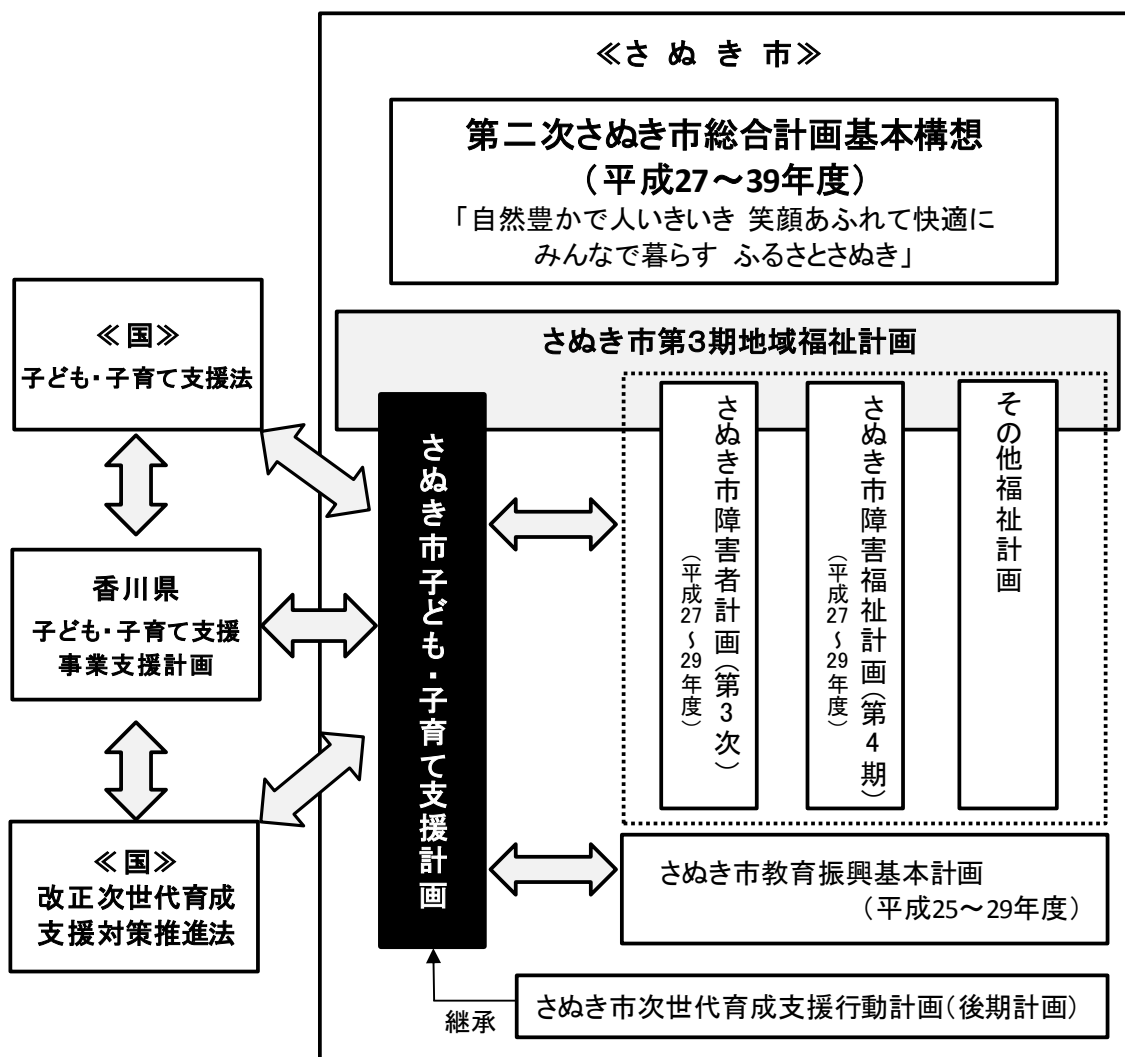
## 2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法の改正を受けて、平成26年度で終了する『さぬき市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の後継計画を一体的に策定するもので、本市の子ども・子育て支援に係る基本施策と教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の目標量や提供体制を定めるものです。

この計画は、さぬき市の総合的指針である「第二次さぬき市総合計画基本構想（平成27～39年度）」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

この計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

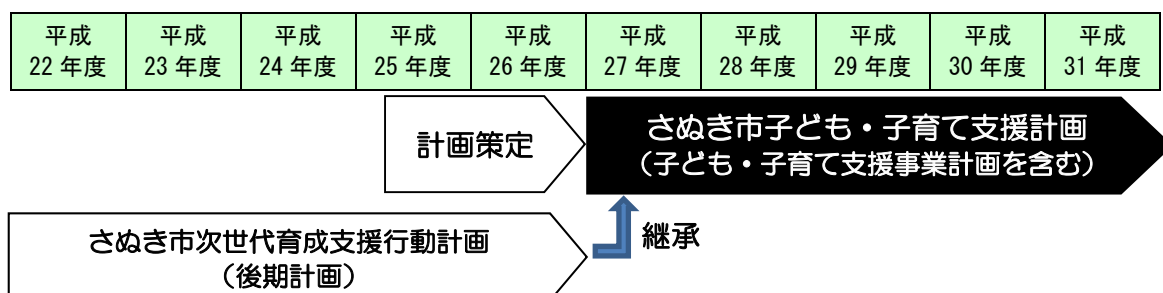
【他計画等との関係図】



### 3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する平成 27 年度からの 5 年間で計画期間とします。なお、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）により、教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策については、必要に応じて中間見直しを行います。

その他、計画期間中においても、社会経済情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



### 4. 計画の対象

計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。また、この計画における「子ども」とは、18歳未満の市民とします。

### 5. 計画の策定体制

#### (1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とするために、就学前児童・小学校児童の保護者を対象に「さぬき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

#### 【調査の実施概要】

調査対象	対象者数	有効回収数	有効回収率	実施方法
就学前児童の保護者	2,174	1,834	84.4%	・幼稚園、保育所を通じて配布・回収 ・在宅児は、郵送配布・回収
小学生 1～3 年生の保護者	1,179	1,140	96.7%	学校を通じて配布・回収

【調査期間】 平成 25 年 11 月 15 日 (金) ～ 29 日 (金)

## (2) さぬき市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「さぬき市子ども・子育て会議」において、計6回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

### 【子ども・子育て会議の経緯】

回数	日程	議題
1回目	平成25年10月2日（水）	子ども・子育て支援新制度について 子ども・子育て支援ニーズ調査について
2回目	平成26年2月26日（水）	アンケート調査結果速報について さぬき市の現状について 区域設定について
3回目	平成26年3月20日（木）	アンケート調査結果報告について 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて
4回目	平成26年6月25日（水）	子ども・子育て支援事業量の見込みについて さぬき市子ども・子育て支援計画（仮称）骨子案について 条例骨子案について
5回目	平成26年11月25日（火）	さぬき市子ども・子育て支援計画（仮称）骨子案について 利用者負担について
6回目	平成27年3月5日（木）	「さぬき市子ども・子育て支援計画（案）」について

## (3) パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

- 実施期間 平成26年12月22日（月）～平成27年1月9日（金）
- 意見提出 0件

## (4) 庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、健康福祉部、教育委員会、総務部などと連携や緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

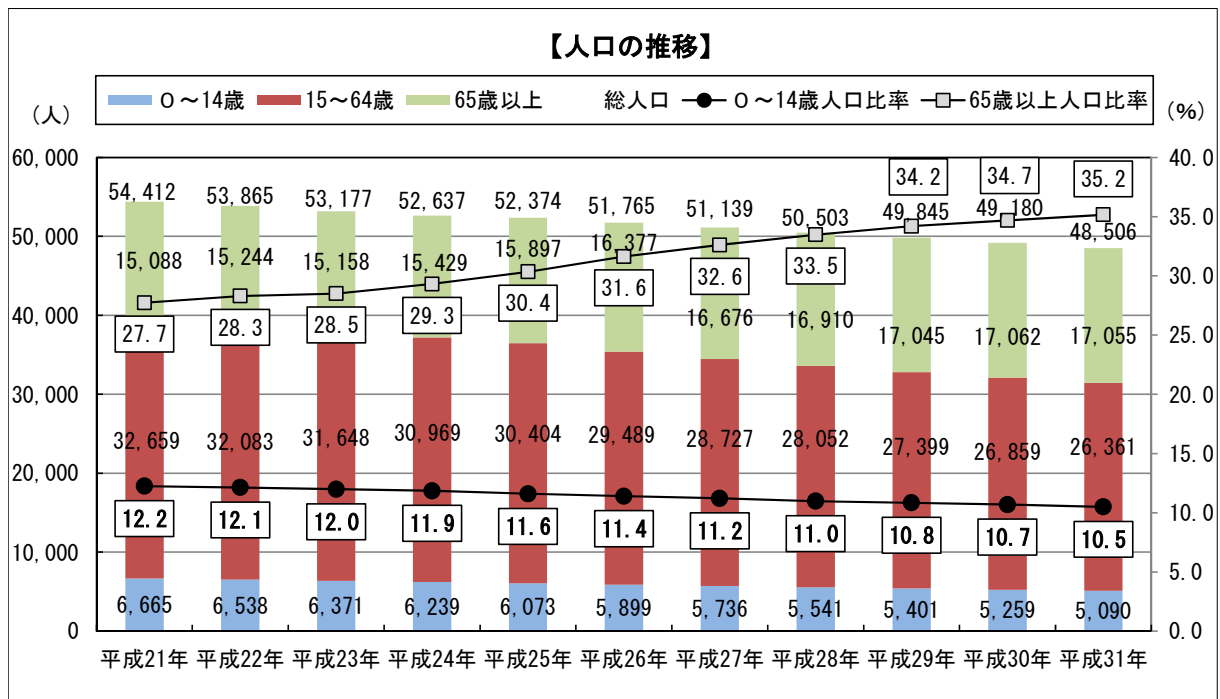
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1. 人口と世帯の状況

#### (1) 人口の推移と将来人口推計

本市の人口は、平成21年度以降減少傾向となっています。

年齢別にみると、65歳以上人口は一貫して増加しているのに対して、0～14歳人口は減少傾向が続いており、平成25年3月末現在で6,073人、人口全体に占める比率は11.6%まで低下しています。また、平成26年度以降の推計結果では、市全体では今後も人口減少が進むことが予測され、平成31年度の0～14歳人口が5,090人、人口全体に占める比率が10.5%まで低下する見込みとなっています。

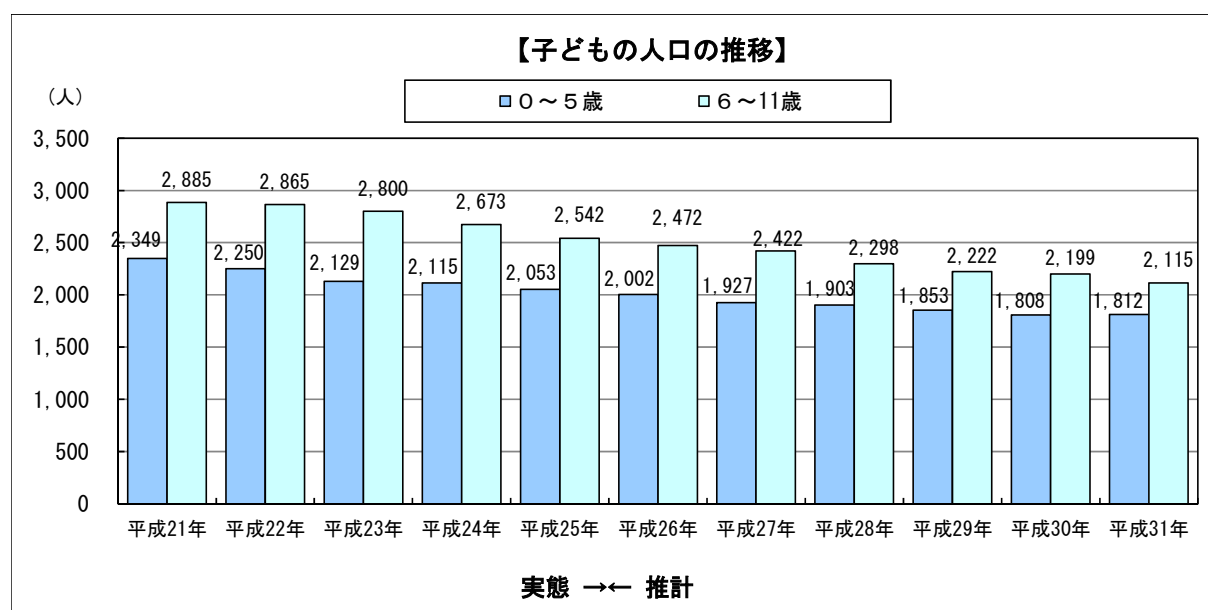


資料：平成21年～25年は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

平成26年～31年推計人口は、平成21年～25年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に掛け合わせて算出（センサス変化率法）

## (2) 子ども人口の推移

就学前児童人口についても減少傾向となっており、平成31年には就学前児童が1,812人、小学生が2,115人に達する見込みとなっています。



資料：平成21年～25年は、各年3月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

平成26年～31年推計人口は、平成21年～25年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に掛け合わせて算出（センサス変化率法）

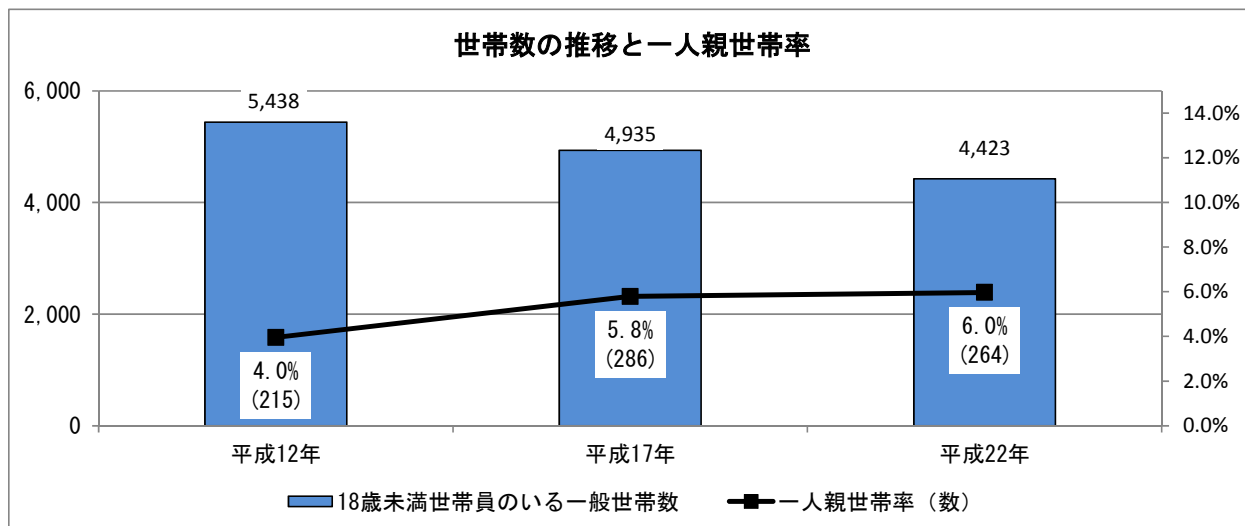
### 【子ども人口の推計値】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	292	288	284	276	268
1歳	312	304	300	296	287
2歳	283	319	311	307	303
3歳	343	286	322	314	310
4歳	357	346	288	325	317
5歳	340	360	348	290	327
就学前児童計	1,927	1,903	1,853	1,808	1,812
6歳	397	342	362	350	292
7歳	381	397	342	362	350
8歳	375	380	396	341	361
9歳	371	375	379	395	341
10歳	433	369	373	377	393
11歳	465	435	370	374	378
小学生計	2,422	2,298	2,222	2,199	2,115
総計	4,349	4,201	4,075	4,007	3,927

### (3) 18歳未満世帯員のいる世帯数と一人親世帯率の推移

国勢調査結果にみる、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は減少傾向となっており、平成12年5,438世帯から平成22年4,423世帯と1,015世帯減少しています。

一方で、世帯数に占める一人親世帯率は上昇傾向となっており、平成12年4.0%から平成22年6.0%と2ポイント上昇しています。

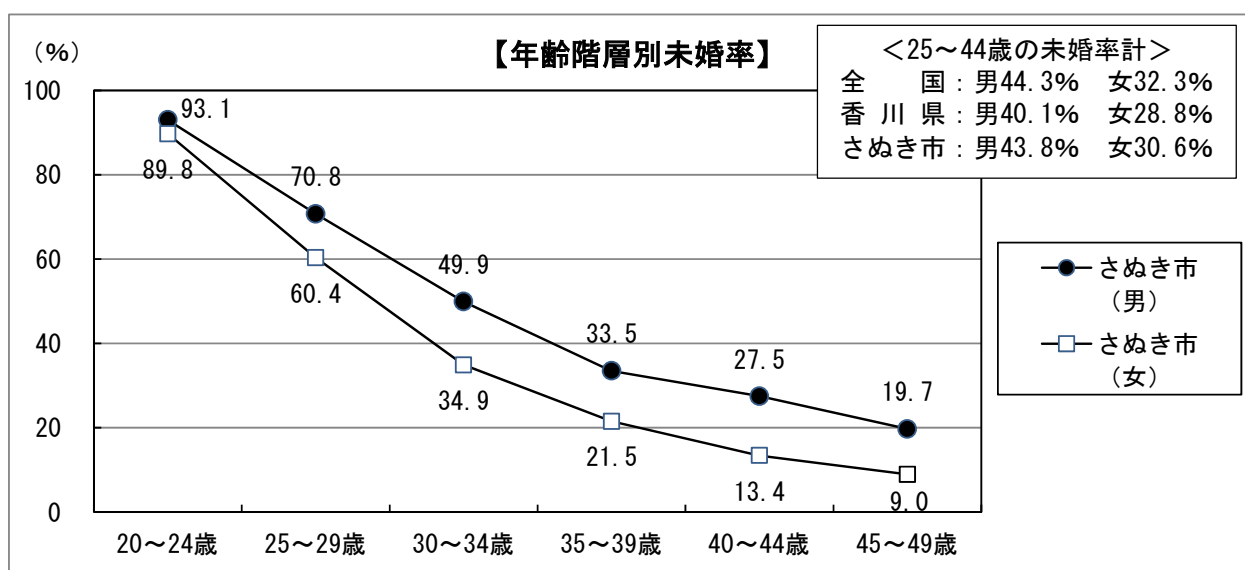


資料：国勢調査結果

## 2. 婚姻・出生・児童数の状況

### (1) 婚姻状況

平成22年国勢調査結果にみる年齢階層別未婚率では、25～44歳未婚率が男性、女性ともに全国平均を下回っていますが、香川県平均よりは高くなっています。男女別では、各年齢階層で女性より男性の未婚率が高くなっています。



資料：平成22年国勢調査結果

## (2) 出生数の推移

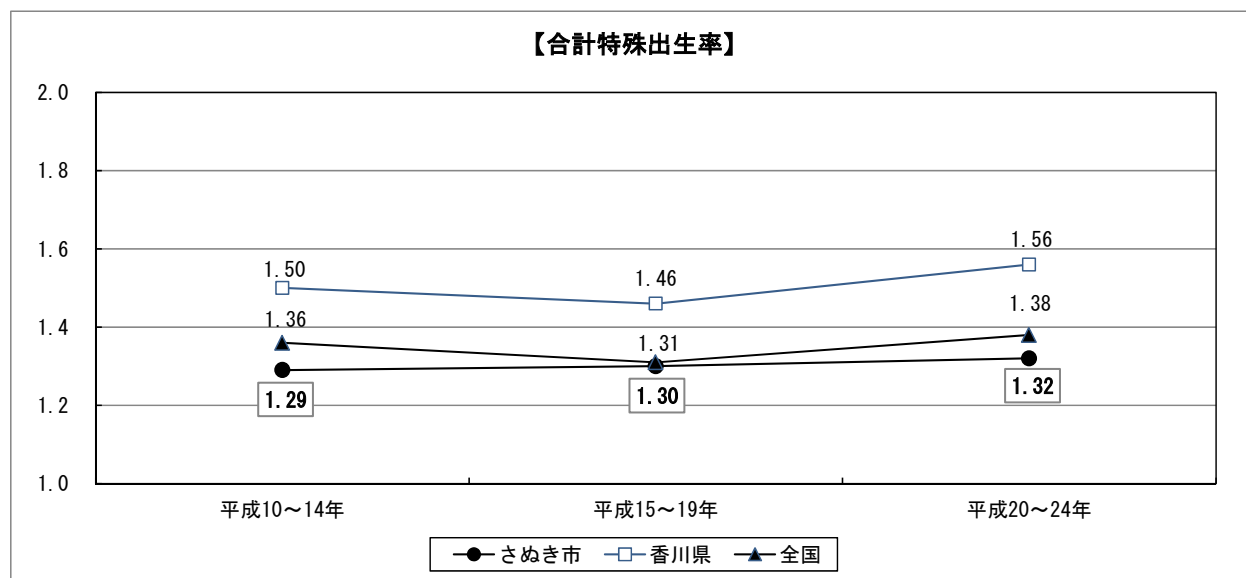
本市の出生数は、平成20年度368人から平成25年度310人と減少傾向となっています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数	368	324	340	308	272	310

資料：住民基本台帳

## (3) 合計特殊出生率の推移

5カ年平均の合計特殊出生率では、各期間で全国、香川県を下回っており、平成20～24年で1.32となっています。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計



#### (4) 就学前児童の状況

就学前児童（0～5歳児）の状況は、0歳児では在宅等が269人、5歳児で3人となっており、年齢が高くなるにつれて在宅等の数は減少する傾向にあります。

##### 【就学前児童の状況（掲載イメージ）】

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所児童数	45	135	196	214	119	140	849
幼稚園児童数	0	0	0	118	210	254	582
在宅等	269	137	127	22	10	3	568
就学前児童数	314	272	323	354	339	397	1,999

資料：就学前児童数は平成26年4月1日の住民基本台帳人口に基づく人口

保育所児童数は平成26年4月1日の人数

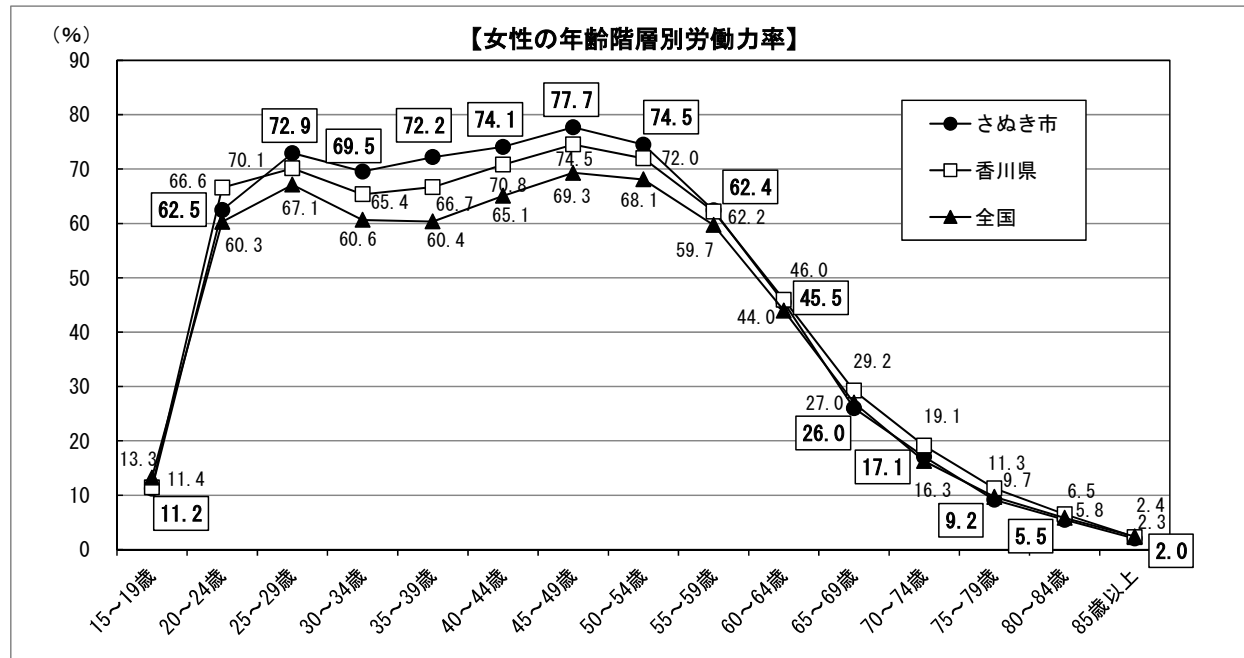
幼稚園児童数は平成26年5月1日の人数

在宅等は、就学前児童数から保育所、幼稚園児童数を差し引いた推計値で、市外施設の利用者も含まれます。

### 3. 女性の労働力率

#### (1) 女性の労働力率

平成22年国勢調査結果にみる本市女性の年齢階層別労働力率では、M字カーブの底が全国、香川県と比較しても浅く、子育て世代の女性の就労率が高くなっています。



資料：平成22年国勢調査結果

## 4. アンケート調査結果

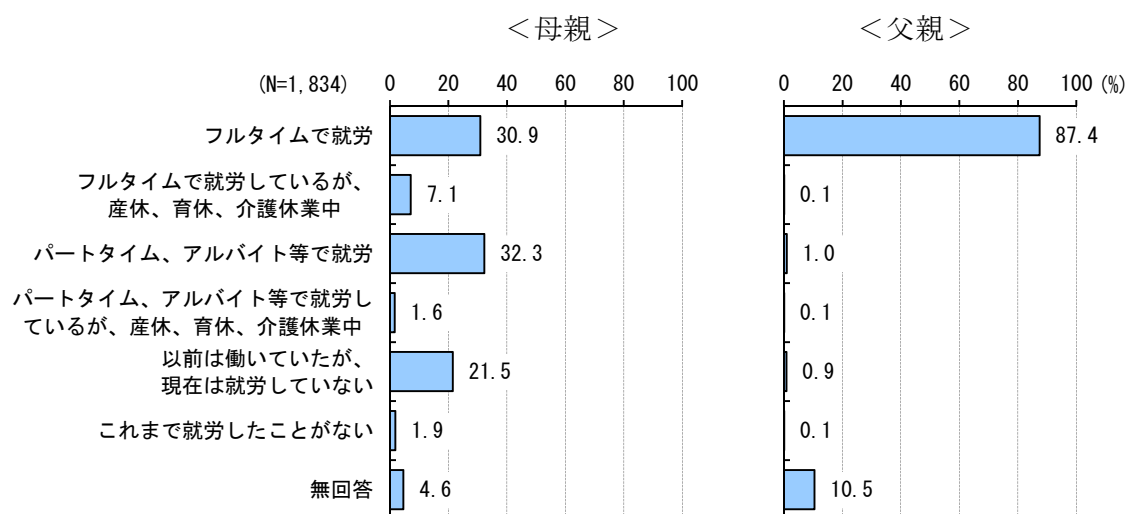
### (1) 父母の就労状況

#### ① 就学前児童の父母

母親の就労状況は、「パートタイム、アルバイト等で就労」が32.3%で最も多く、次いで「フルタイムで就労」30.9%となっています。父親の就労状況は、「フルタイムで就労」が87.4%で多数を占めています。

母親の就労状況は、「フルタイムで就労」は子どもの年齢が上がるにつれて減少傾向にあるのに対し、「パートタイム、アルバイト等で就労」は増加する傾向にあります。

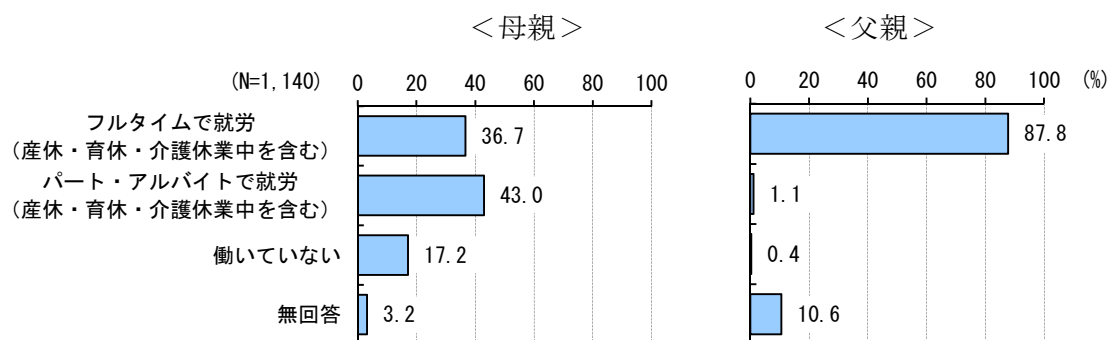
【図 就学前児童の父母の就労状況】



#### ② 小学低学年児童の父母

母親の就労状況は、「パート・アルバイトで就労（産休・育休・介護休業中を含む）」が43.0%で最も多く、次いで「フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）」36.7%となっています。父親の就労状況は、「フルタイムで就労（育休・介護休業中を含む）」が87.8%で最も多くなっています。

【図 小学低学年児童の父母の就労状況】



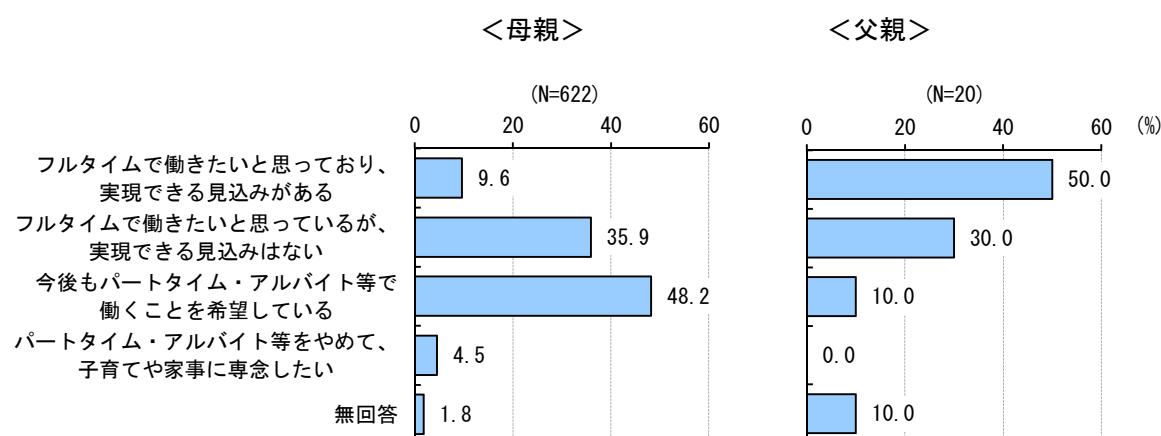
## (2) 就学前児童父母の就労希望

### ①フルタイムへの転換希望

「パートタイム、アルバイト等で就労」している父母のフルタイムへの転換希望は、母親では「今後もパートタイム・アルバイト等で働くことを希望している」が 48.2%で最も多く、次いで「フルタイムで働きたいと思っているが、実現できる見込みはない」35.9%となっています。

父親では「フルタイムで働きたいと思っており、実現できる見込みがある」が 50.0%で最も多くなっています。

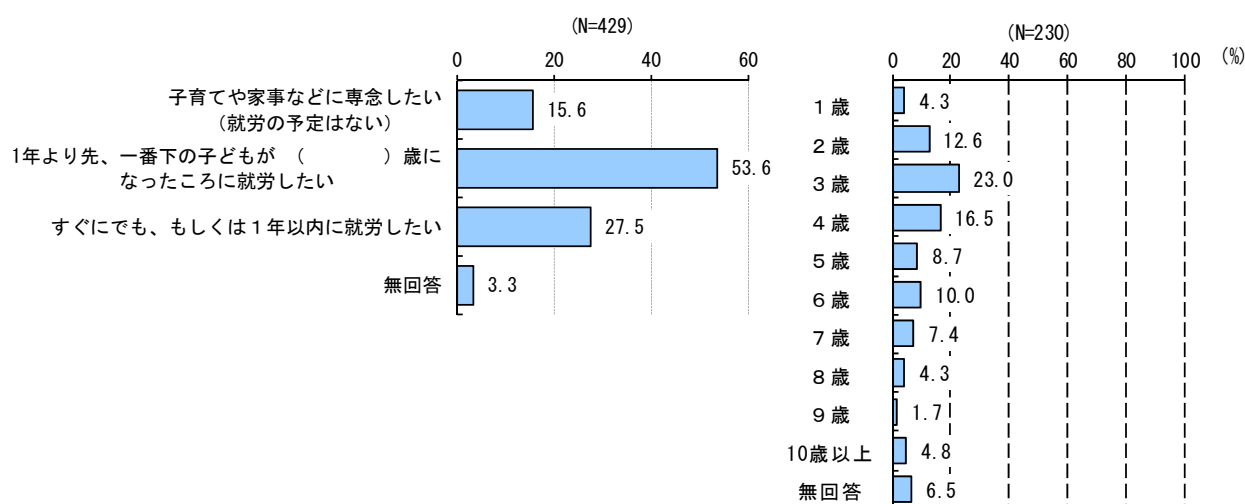
【図 フルタイムへの転換希望】



### ②非就労者の就労希望（母親）

非就労者の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が53.6%で最も多くなっており、働きたいと思う時の一番下の子どもの年齢は、「3歳」が23.0%で最も多くなっています。

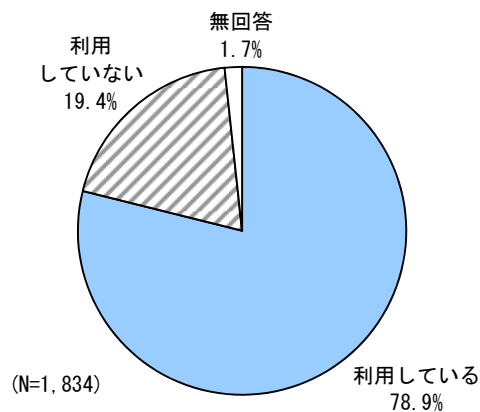
【図 非就労者の就労希望（母親）】



### (3) 幼稚園や保育所等の利用状況

幼稚園や保育所等の利用状況は、「利用している」が78.9%で、「利用していない」が19.4%となっています。

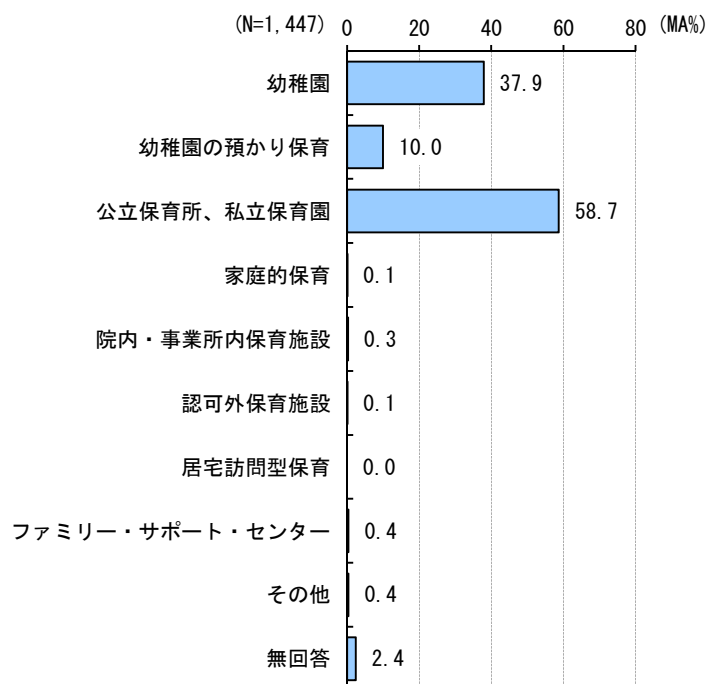
【図 幼稚園や保育所等の利用状況】



### (4) 平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「公立保育所、私立保育園」が58.7%で最も多く、次いで「幼稚園」37.9%、「幼稚園の預かり保育」10.0%となっています。

【図 平日に定期的に利用している教育・保育事業】

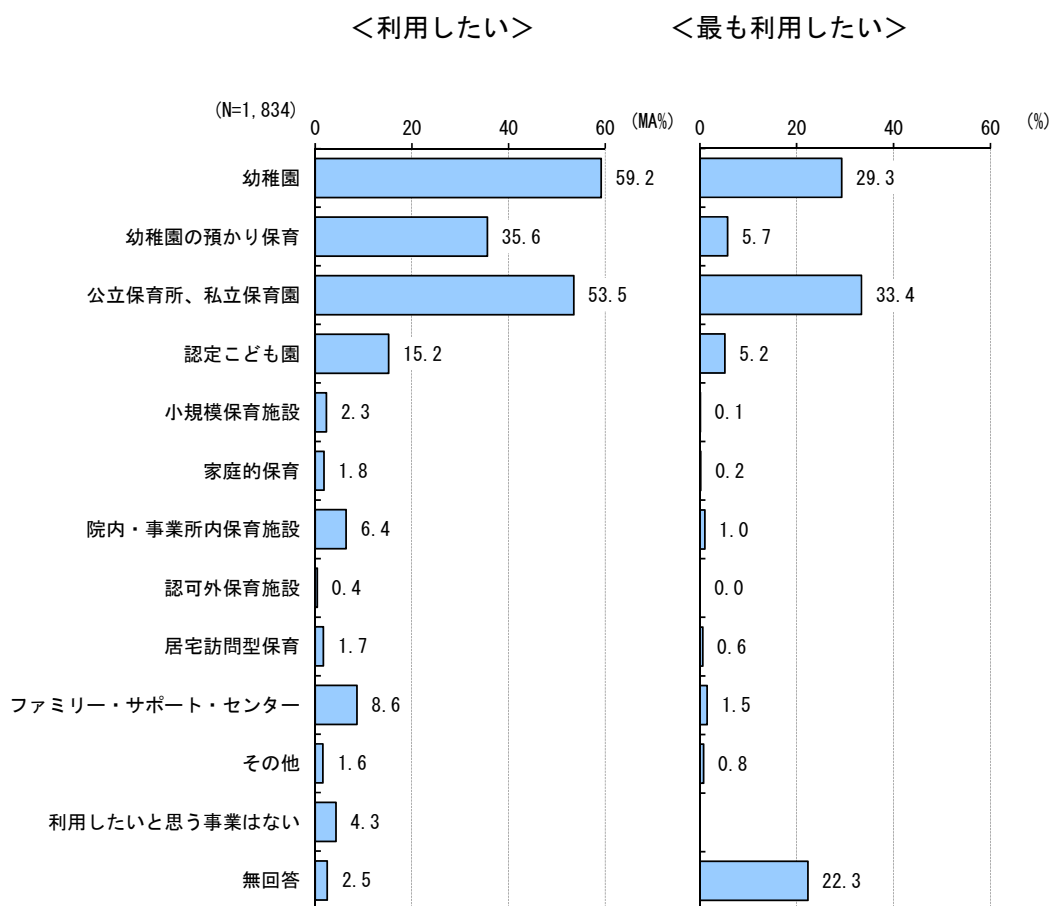


### (5) 利用したい平日の定期的な教育・保育事業

平日に定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が59.2%で最も多く、次いで「公立保育所、私立保育園」53.5%、「幼稚園の預かり保育」35.6%となっています。

最も利用したい教育・保育事業は、「公立保育所、私立保育園」が33.4%で最も多く、次いで「幼稚園」29.3%となっています。

【図 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】



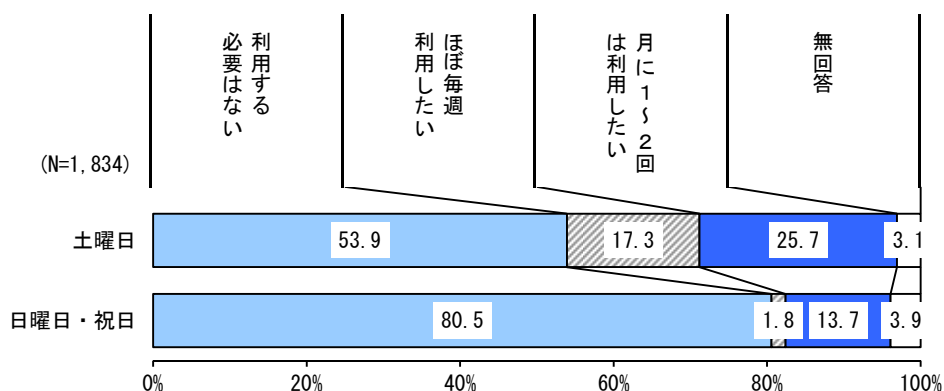
### (6) 土曜日、日曜日・祝日の幼稚園や保育所等の利用希望

幼稚園や保育所等の利用希望は、土曜日では「利用する必要はない」が53.9%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」25.7%となっています。

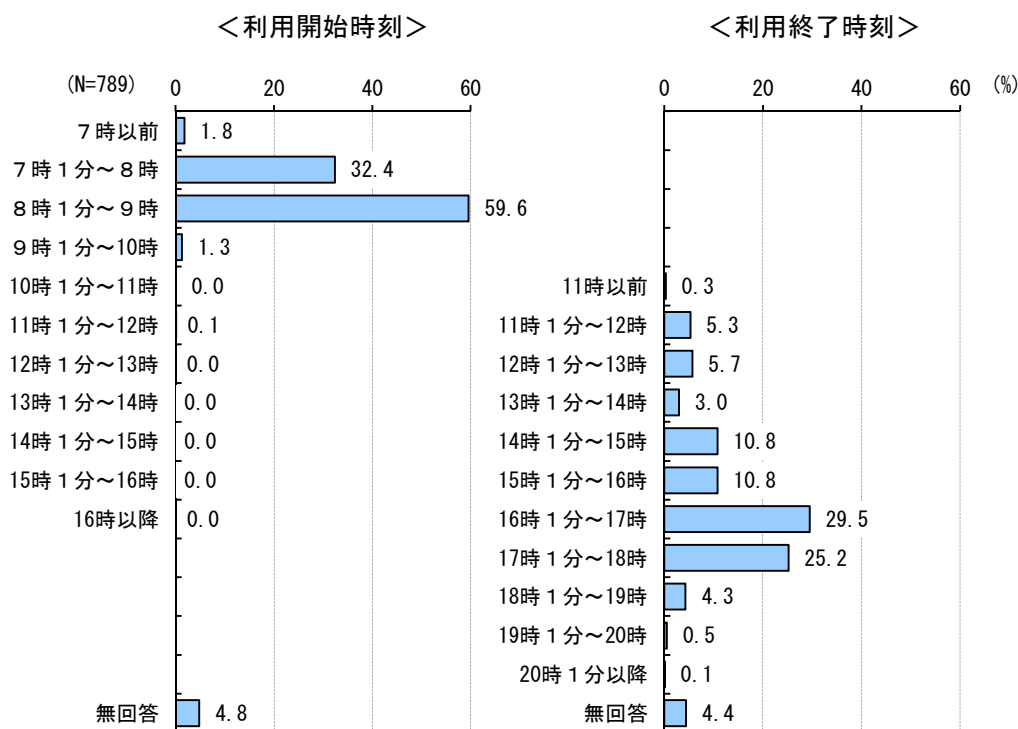
日曜日・祝日では「利用する必要はない」が80.5%で最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」13.7%となっています。

利用希望時間帯は、土曜日では利用開始時刻は「8時1分～9時」が59.6%で最も多く、日曜日・祝日では利用開始時刻は「8時1分～9時」が54.4%で最も多くなっています。

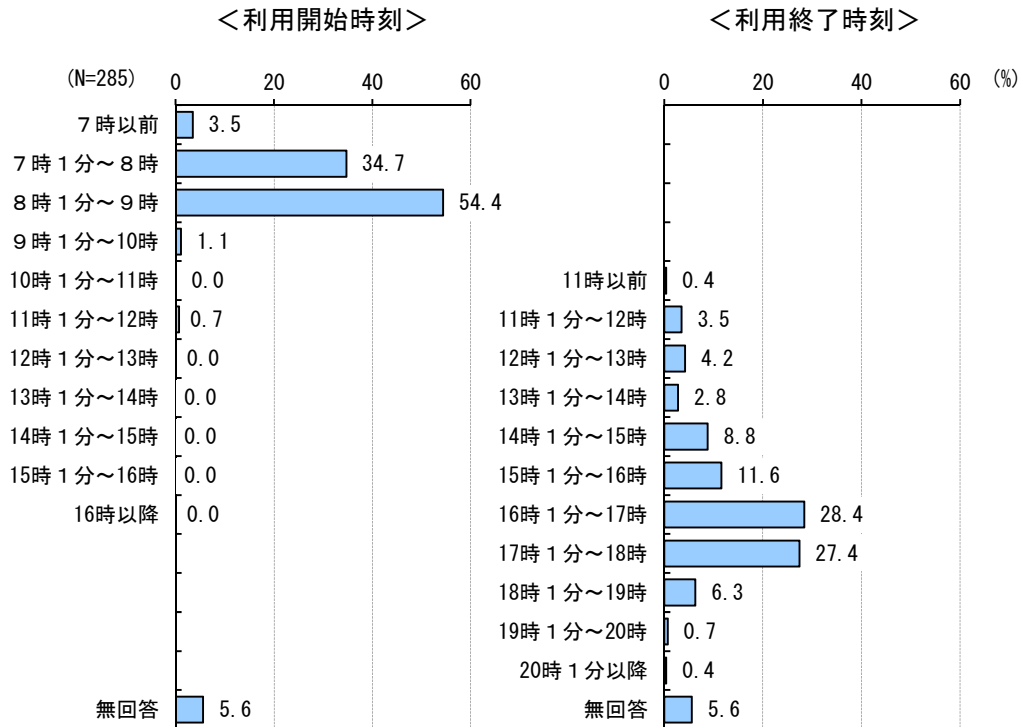
【図 土曜日、日曜日・祝日の幼稚園や保育所等の利用希望】



【図 土曜日の幼稚園や保育所等の希望時間帯】



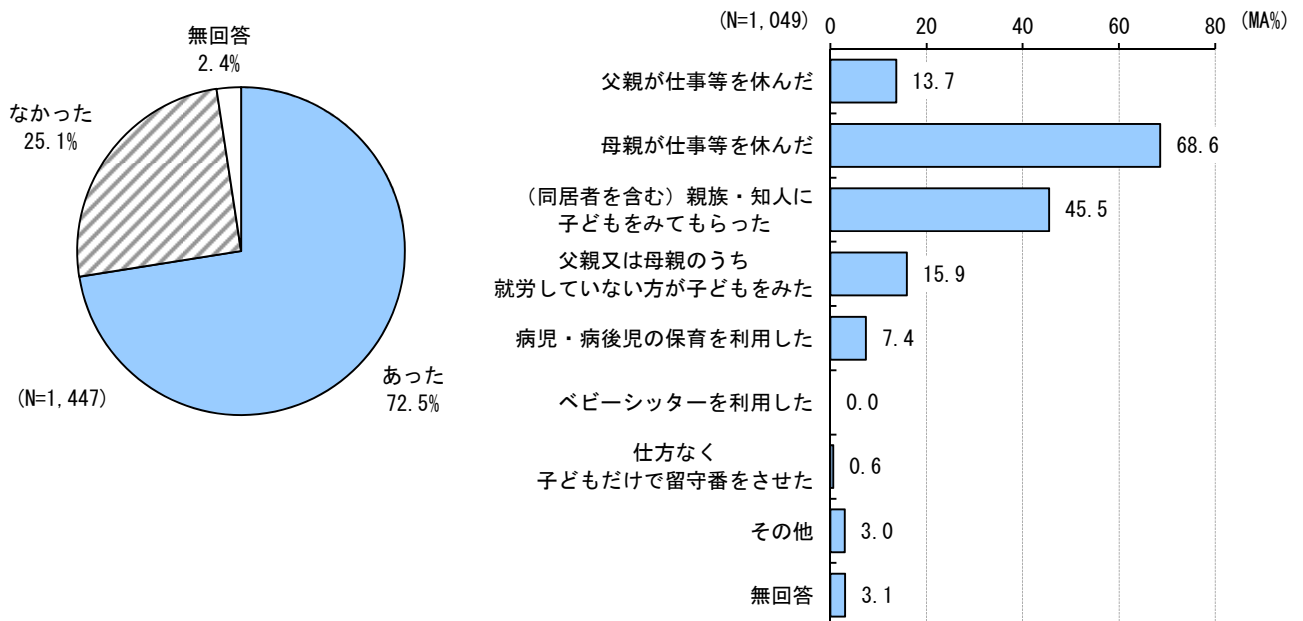
【図 日曜日・祝日の幼稚園や保育所等の希望時間帯】



(7) 病気等で教育・保育事業が利用できなかったこと

病気等で教育・保育事業が利用できなかったことは、「あった」が72.5%で、「なかった」が25.1%となっています。病気等で教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が仕事等を休んだ」が68.6%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」45.5%となっています。

【図 病気等で教育・保育事業が利用できなかったこと・対処方法】

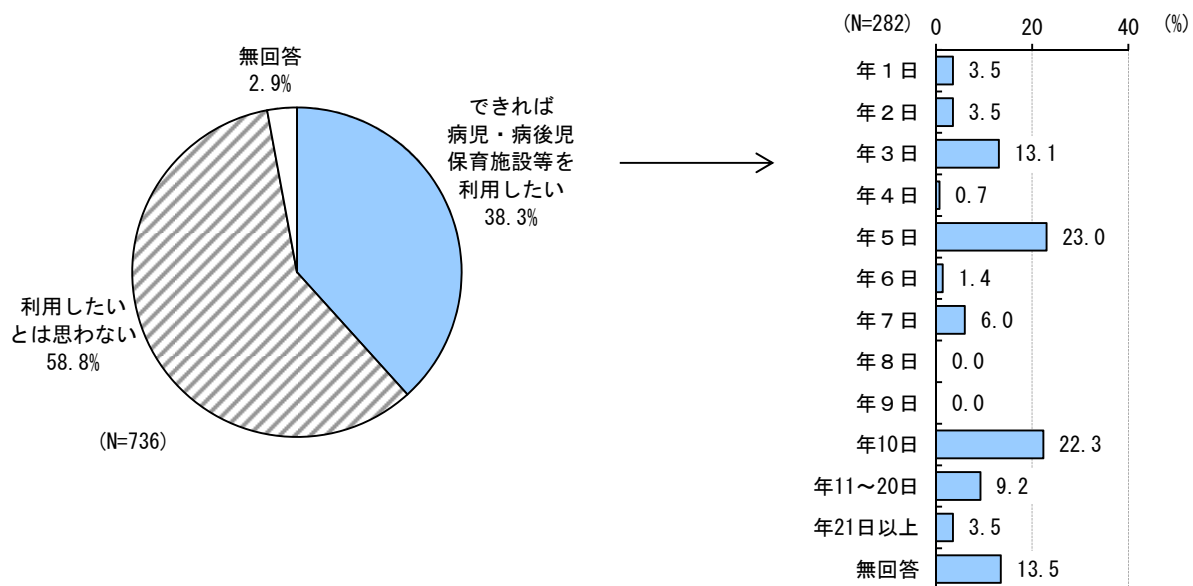


### (8) 病児・病後児保育施設等の利用希望

病児・病後児保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.3%で、「利用したいとは思わない」58.8%となっています。

利用希望日数は、「年5日」が23.0%で最も多く、次いで「年10日」22.3%、「年3日」13.1%となっています。

【図 病児・病後児保育施設等の利用希望】





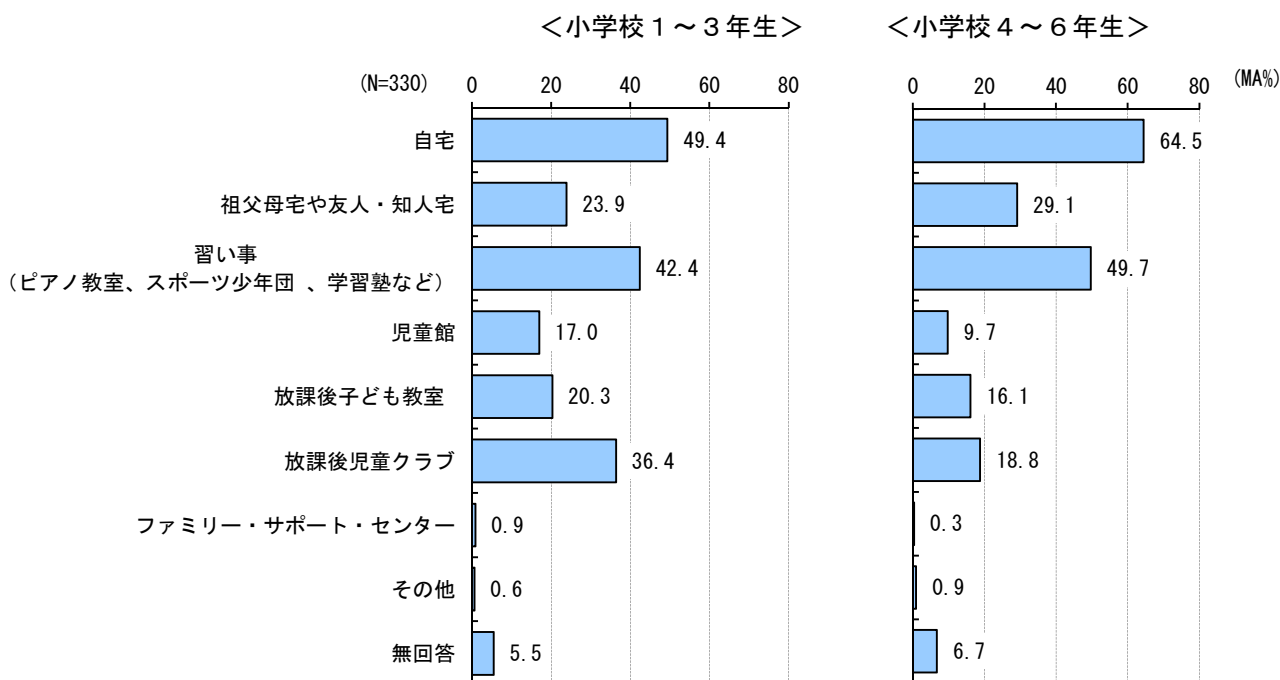
## (9) 放課後児童クラブについて

### ①就学前児童（5歳児）の小学入学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、小学校1～3年生では「自宅」が49.4%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」42.4%、「放課後児童クラブ」36.4%となっています。

小学校4～6年生では「自宅」が64.5%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」49.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」29.1%となっています。

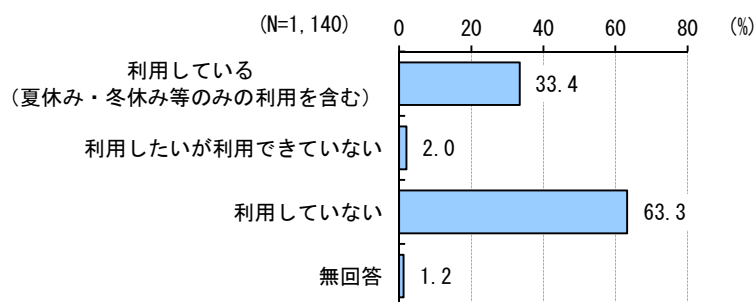
【図 小学校入学後の放課後の過ごし方】



### ②小学生の放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、「利用していない」が63.3%で最も多く、次いで「利用している（夏休み・冬休み等のみの利用を含む）」33.4%となっています。

【図 放課後児童クラブの利用状況】

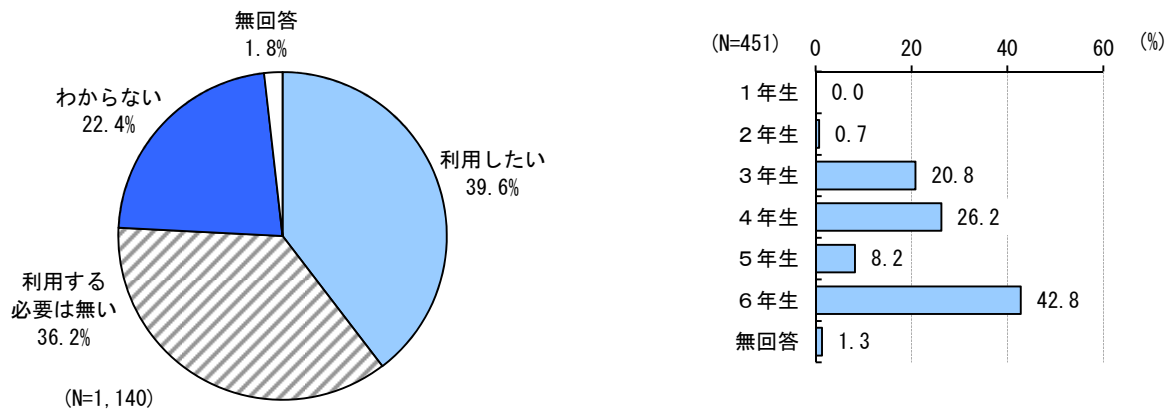


### ③小学生の放課後児童クラブの利用希望

放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が39.6%で最も多く、次いで「利用する必要は無い」36.2%、「わからない」22.4%となっています。

放課後児童クラブを何年生まで利用したいかについては、「6年生」が42.8%で最も多く、次いで「4年生」26.2%、「3年生」20.8%となっています。

【図 放課後児童クラブの利用希望】



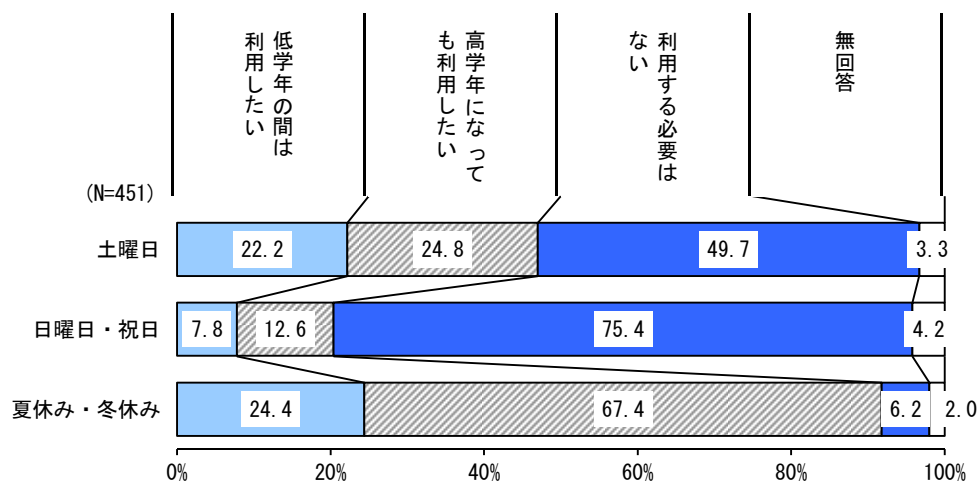
### ④放課後児童クラブの利用希望 (土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休み)

放課後児童クラブの利用希望は、土曜日では、「低学年の間は利用したい」が22.2%で、「高学年になっても利用したい」が24.8%となっています。

日曜日・祝日は、「低学年の間は利用したい」が7.8%で、「高学年になっても利用したい」が12.6%となっています。

夏休み・冬休みは、「低学年の間は利用したい」が24.4%で、「高学年になっても利用したい」が67.4%となっています。

【図 放課後児童クラブの利用希望 (土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休み)】



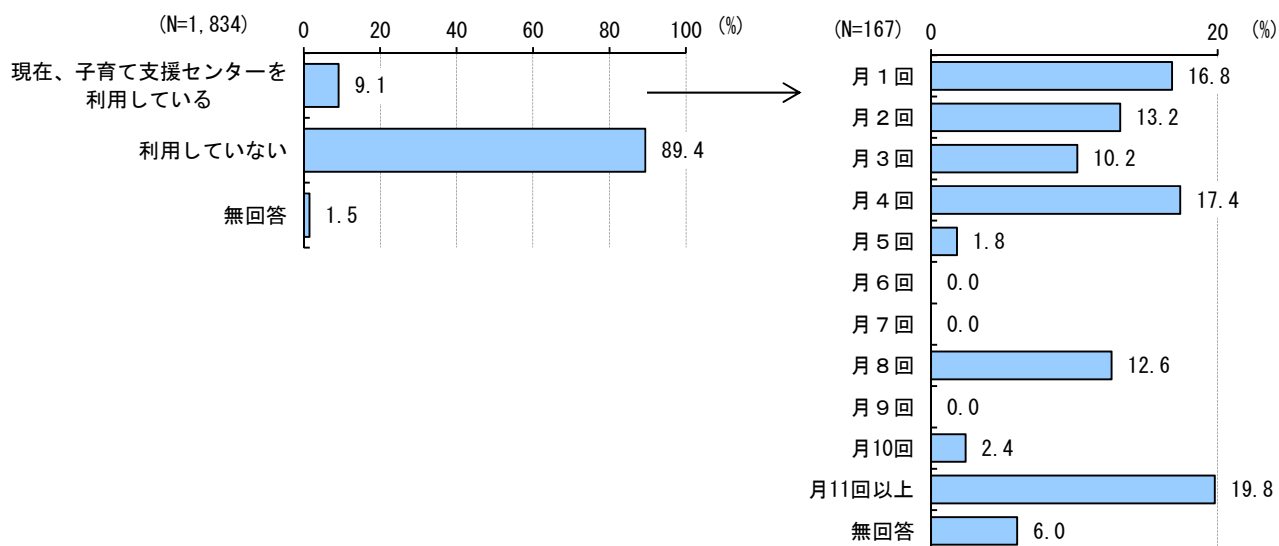
## (10) 地域子育て支援センターの利用状況

### ①利用状況

地域子育て支援センターの利用状況は、「現在、子育て支援センターを利用している」が9.1%、「利用していない」が89.4%となっています。

利用日数は、「月11回以上」が19.8%で最も多く、次いで「月4回」17.4%、「月1回」16.8%となっており、平均では月5.8回となっています。

【図 地域子育て支援センターの利用状況】



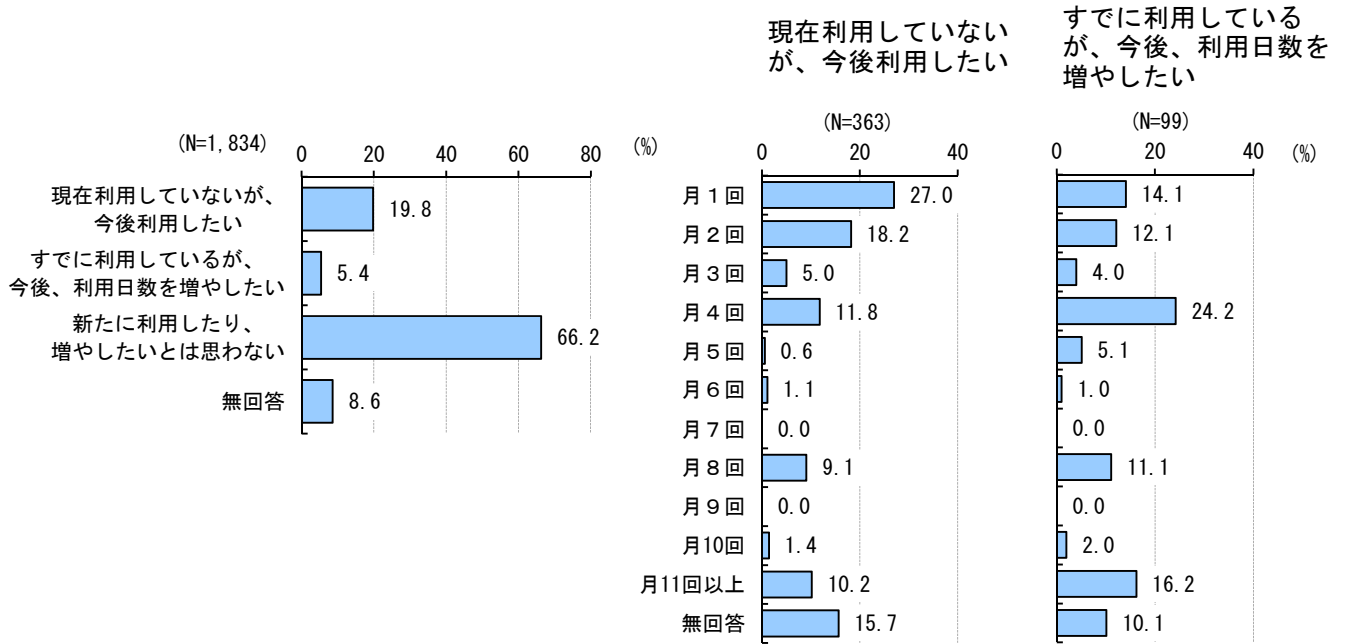
## ②利用希望

地域子育て支援センターの利用希望は、「新たに利用したり、増やしたいとは思わない」が66.2%で最も多く、次いで「現在利用していないが、今後利用したい」は19.8%となっています。

利用希望回数は、現在利用していないが、今後利用したいでは、「月1回」が27.0%で最も多く、次いで「月2回」18.2%となっています。

今後、利用日数を増やしたいでは、「月4回」が24.2%で最も多くなっています。

【図 地域子育て支援センターの利用希望】

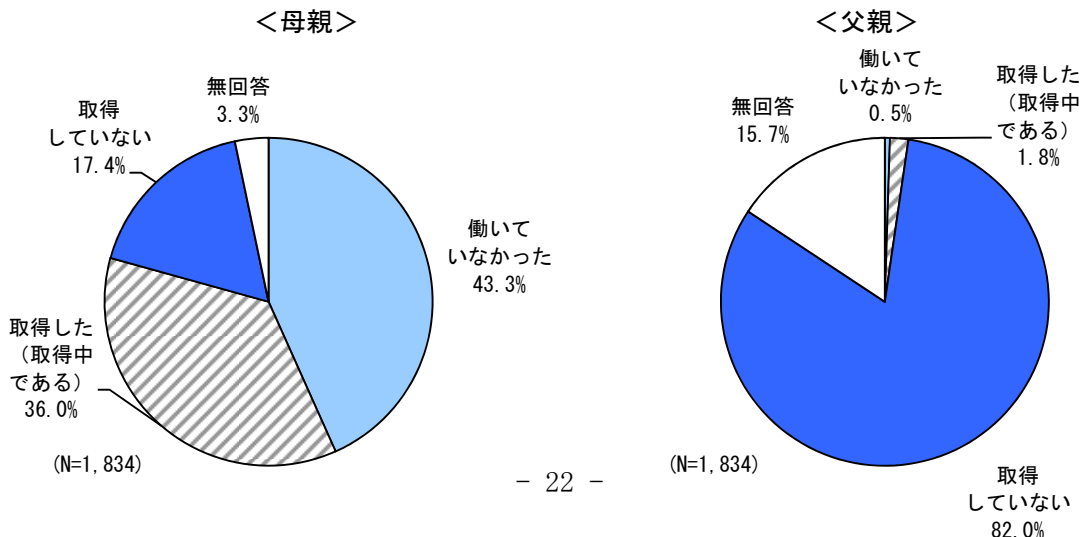


## (11) 育児休業の取得状況

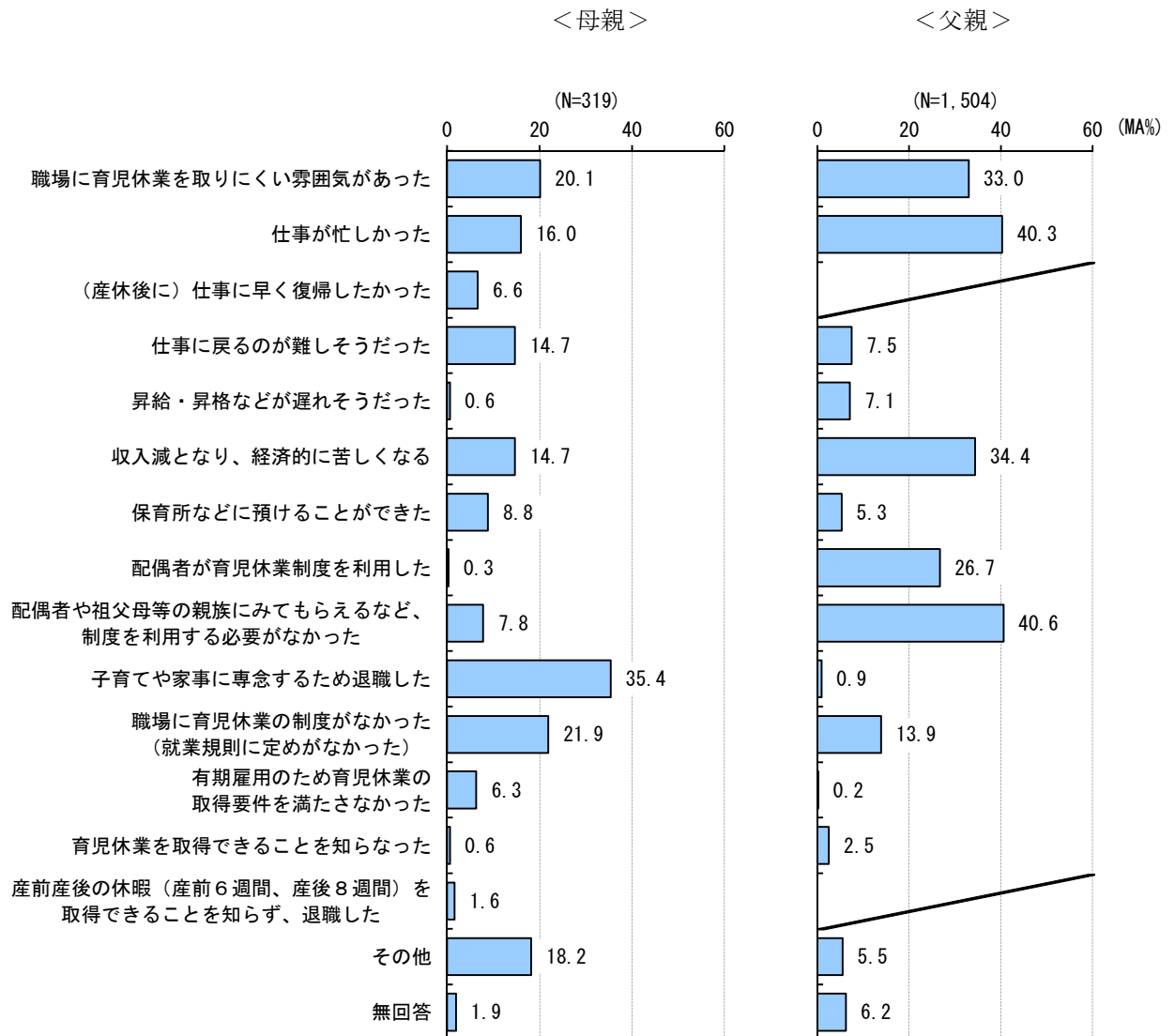
育児休業の取得状況は、母親では「働いていなかった」が43.3%で最も多く、次いで「取得した（取得中である）」36.0%となっています。父親では「取得していない」が82.0%を占めており、「取得した（取得中である）」は1.8%となっています。

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が35.4%で最も多く、父親では「配偶者や祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が40.6%で最も多くなっています。

【図 育児休業の取得状況】



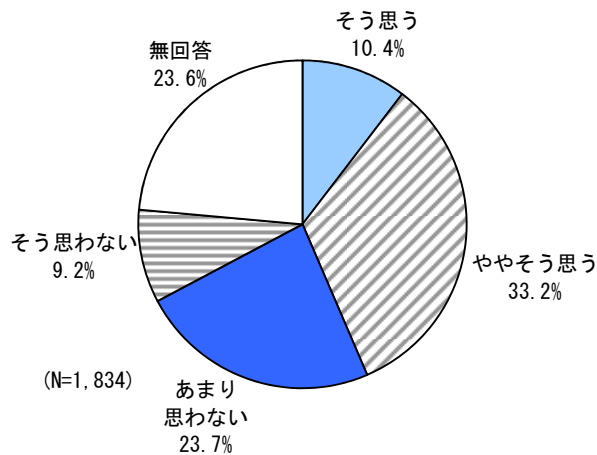
【図 育児休業を取得していない理由】



(12) 仕事と生活の調和がとれているか

仕事と生活の調和がとれているかについては、「ややそう思う」が33.2%で最も多く、「そう思う」(10.4%) と合わせた『そう思う』は43.6%となっています。

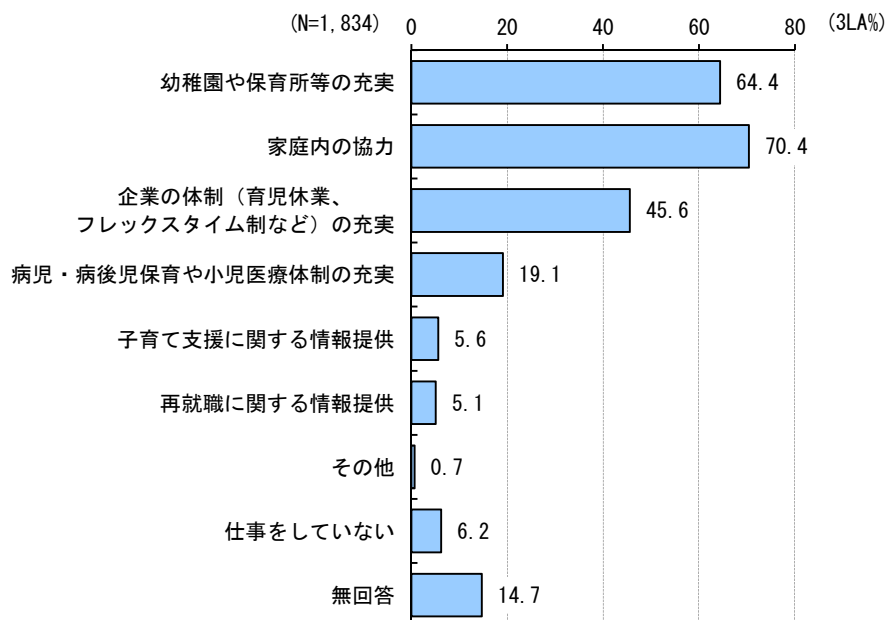
【図 仕事と生活の調和がとれているか】



(13) 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

子育てをしながら仕事をする上で必要なことは、「家庭内の協力」が70.4%で最も多く、次いで「幼稚園や保育所等の充実」64.4%となっています。

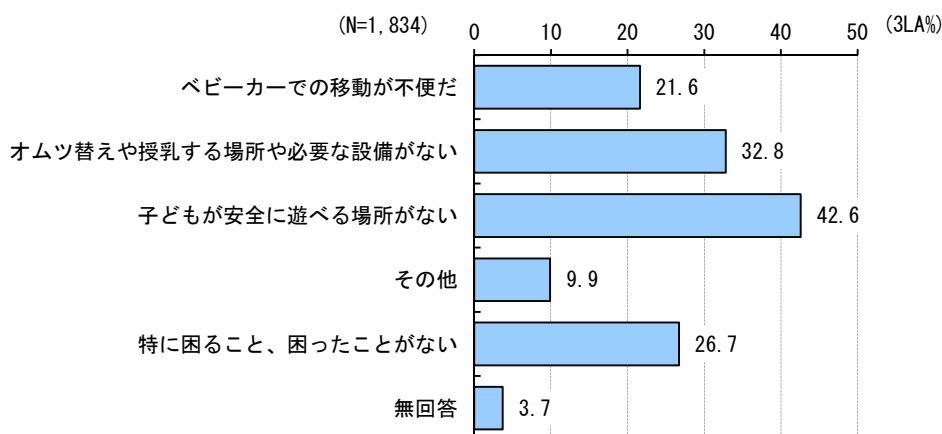
【図 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと】



#### (14) 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと

子どもとの外出の際に困ること・困ったことは、「子どもが安全に遊べる場所がない」が42.6%で最も多く、「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」が32.8%、「ベビーカーでの移動が不便だ」が21.6%で、「特に困ること、困ったことがない」は26.7%となっています。

【図 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと】

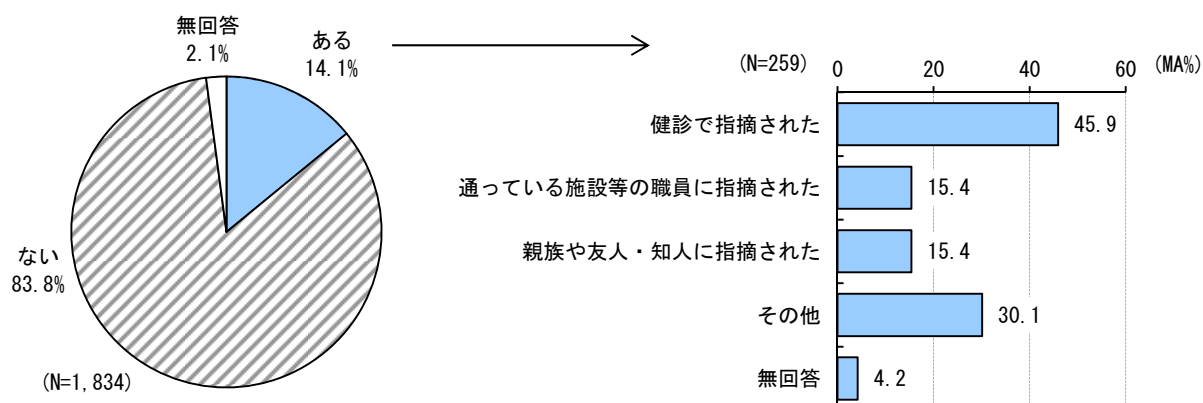


#### (15) 子どもの発育・発達について

##### ① 気になること、気になったきっかけ

子どもの発育・発達面で気になることは、「ある」が14.1%、「ない」が83.8%となっています。気になったきっかけは、「健診で指摘された」が45.9%で最も多く、次いで「通っている施設等の職員に指摘された」と「親族や友人・知人に指摘された」がそれぞれ15.4%となっています。

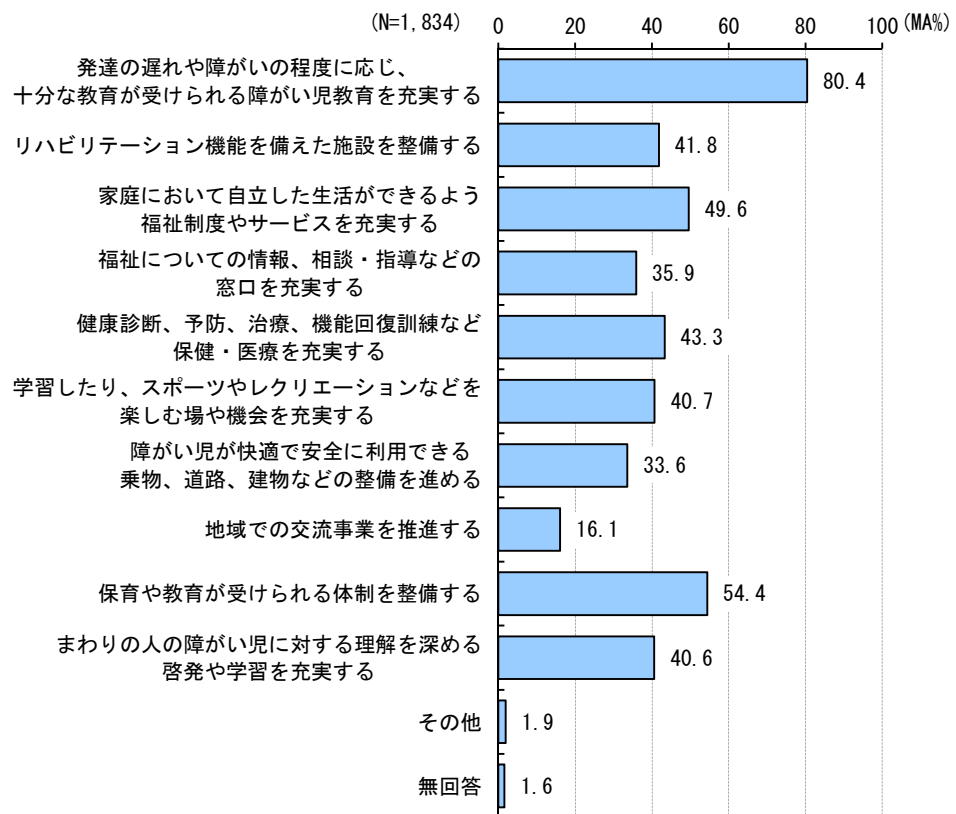
【図 子どもとの発育・発達に関して気になること】 【図 子どもとの発育・発達が気になったきっかけ】



## ②子どもに発達の遅れや障がいがあった場合に力を入れてほしいと思うこと

子どもに発達の遅れや障がいがあった場合に力を入れてほしいと思うことは、「発達の遅れや障がいの程度に応じ、十分な教育が受けられる障がい児教育を充実する」が80.4%で最も多く、次いで「保育や教育が受けられる体制を整備する」54.4%となっています。

【図 子どもに発達の遅れや障がいがあった場合に力を入れてほしいと思うこと】

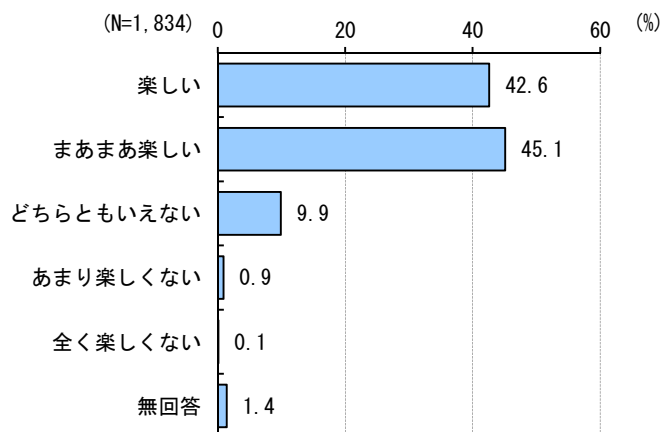




### (16) 子育てが楽しいか

子育てが楽しいかについて、「まあまあ楽しい」が45.1%で最も多く、「楽しい」(42.6%)と合わせた『楽しい』は87.7%となっています。

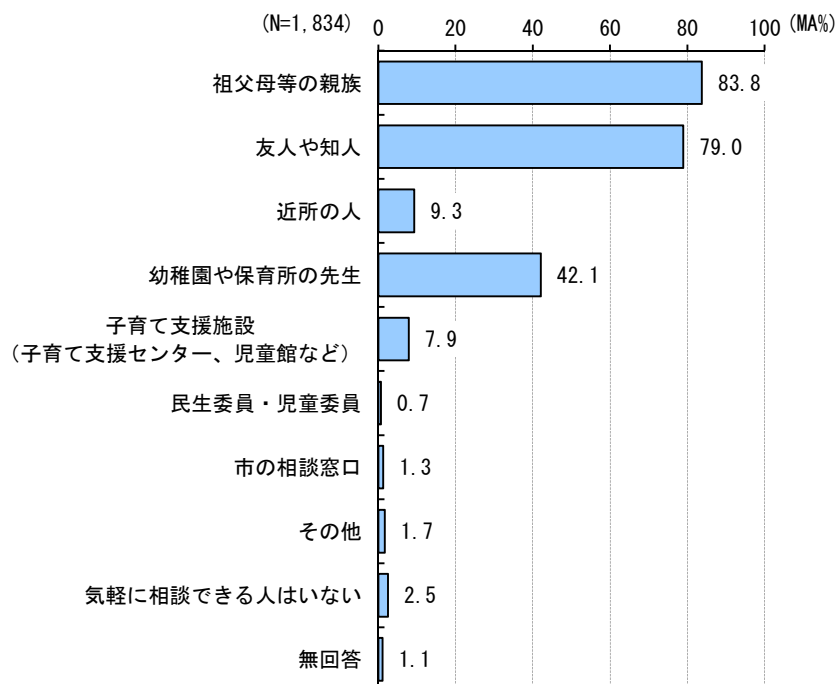
【図 子育てが楽しいか】



### (17) 子育てに関して気軽に相談できる人

子育てに関して気軽に相談できる人は、「祖父母等の親族」が83.8%で最も多く、次いで「友人や知人」が79.0%、「幼稚園や保育所の先生」42.1%となっています。

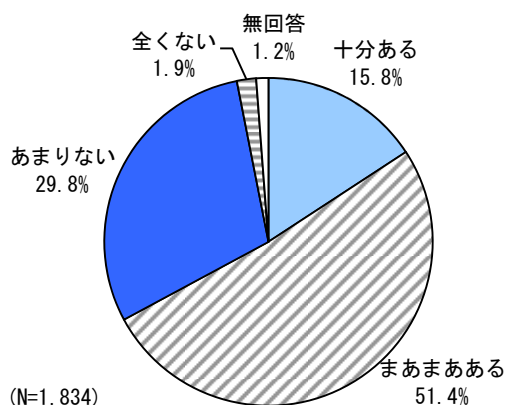
【図 子育てに関して気軽に相談できる人】



(18) ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無については、「まあまあある」が51.4%で最も多く、「十分ある」(15.8%) と合わせた『ある』は67.2%となっています。

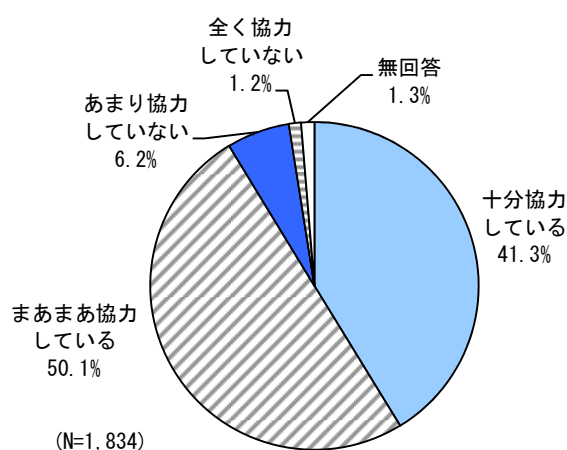
【図 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無】



(19) 家族で協力して子育てをしているか

家族で協力して子育てをしているかについては、「まあまあ協力している」が50.1%で最も多く、「十分協力している」(41.3%) と合わせた『協力している』は91.4%となっています。

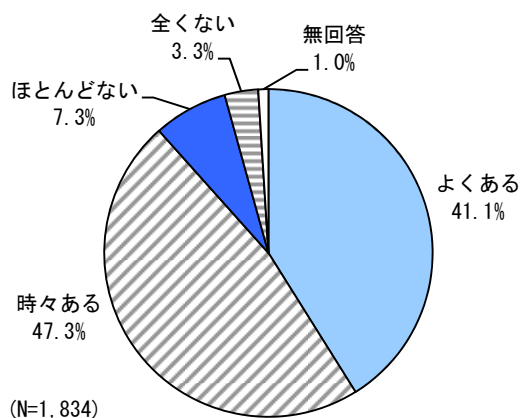
【図 家族で協力して子育てをしているか】



(20) 地域の人から声をかけられる頻度

地域の人から声をかけられる頻度は、「時々ある」が 47.3%で最も多く、「よくある」(41.1%) と合わせた『ある』は 88.4%となっています。

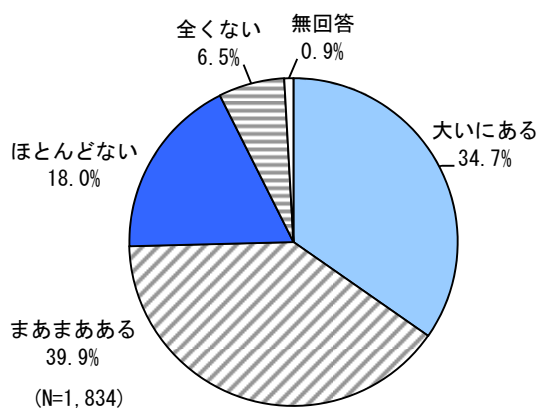
【図 地域の人から声をかけられる頻度】



(21) 周囲の人に支えられて子育てをしている実感の有無

周囲の人に支えられて子育てをしている実感の有無は、「まあまあある」が 39.9%で最も多く、「大いにある」(34.7%) と合わせた『ある』は 74.6%となっています。

【図 周囲の人に支えられて子育てをしている実感の有無】

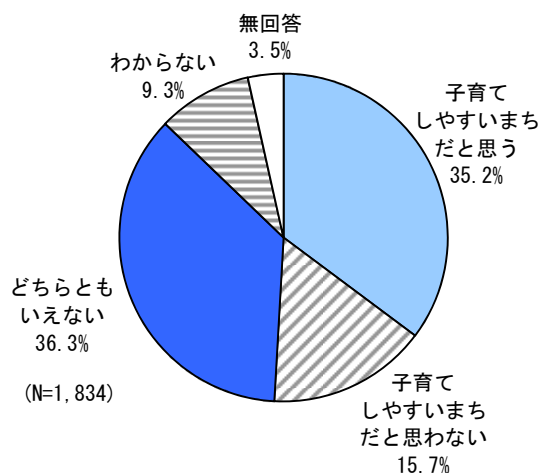


(22) さぬき市は子育てしやすいまちだと思うか

① さぬき市は子育てしやすいまちだと思うか

さぬき市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「どちらともいえない」が36.3%で最も多く、次いで「子育てしやすいまちだと思う」35.2%となっています。

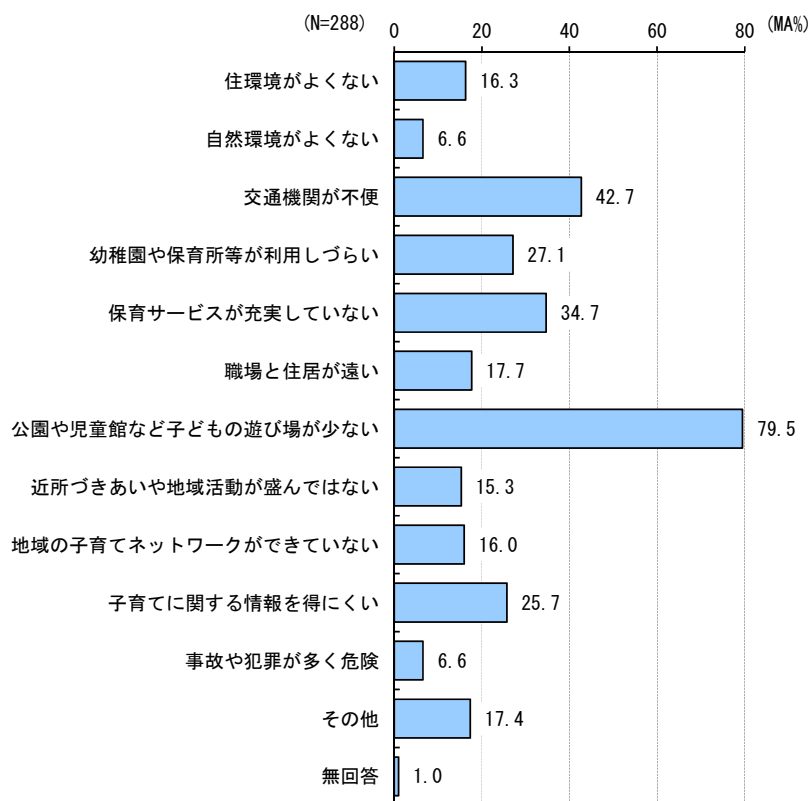
【図 さぬき市は子育てしやすいまちだと思うか】



② 子育てしやすいまちだと思わない理由

子育てしやすいまちだと思わない理由は、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が79.5%で最も多くなっています。

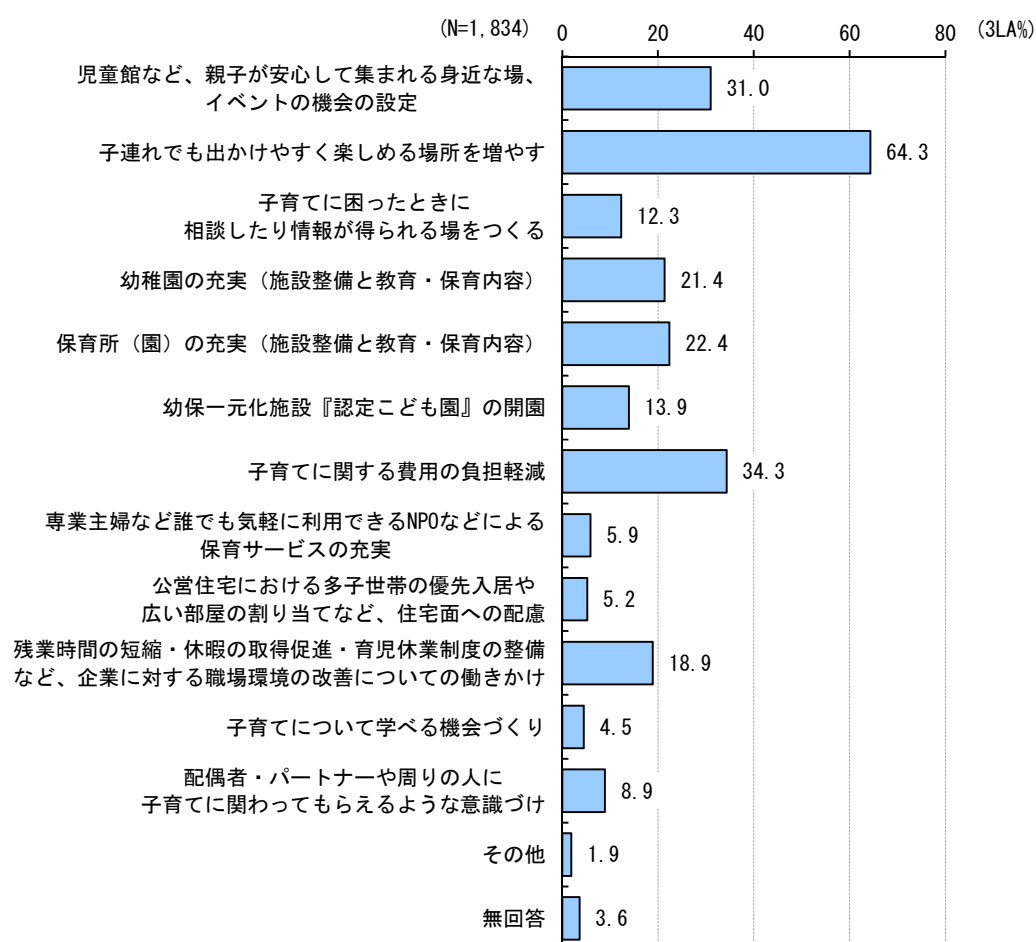
【図 子育てしやすいまちだと思わない理由】



## (23) 子育て環境充実のために必要な支援策

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が64.3%で最も多く、次いで「子育てに関する費用の負担軽減」34.3%となっています。

【図 子育て環境充実のために必要な支援策】



## 5. 教育・保育施設の状況

### (1) 保育所（園）の状況

本市には、平成26年4月現在、公立私立を併せて12施設が存在します。

平成27年3月に松尾保育所が閉所することで、平成27年4月には公立私立を併せて11施設となります。平成26年4月1日現在849人の児童が入所し、入所率が94.9%となっていますが、一部の保育所（園）では、定員を上回っている状況です。

中学校区	施設名	備考	定員	対象児	延長保育	一時預り	入所児童数	入所率
津田	(公)津田中央保育所		60	3か月～5歳児			39人	65.0%
	(公)津田東部保育所		45	3か月～5歳児			25人	55.6%
さぬき南	(公)寒川保育所		60	3か月～5歳児			47人	78.3%
	(公)富田保育所		90	3か月～5歳児	○		50人	68.9%
	(公)松尾保育所	H27.3 閉所		3か月～5歳児			12人	
	(私)石田保育園		80	3か月～5歳児	○	○	92人	115.0%
志度	(公)志度保育所		110	3か月～5歳児	○	○	101人	91.8%
	(私)岡野松保育園		60	3か月～5歳児	○		61人	101.7%
	(私)葭池保育園		90	3か月～5歳児	○		119人	132.2%
志度東	(私)ひまわり保育園		90	3か月～5歳児	○		89人	98.9%
長尾	(公)長尾保育所		90	3か月～5歳児	○		100人	111.1%
	(私)たらちね保育園		120	3か月～5歳児	○	○	114人	95.0%
保育所（園）全体			895				849人	94.9%

資料：平成26年4月1日現在

## (2) 幼稚園の状況

本市には、平成26年4月現在、公立私立を併せて10施設（休園中除く）が存在します。

平成27年4月に富田幼稚園、松尾幼稚園が統合された「さぬき南幼稚園」が開園予定となっており、平成27年4月には公立私立を併せて9施設となります。

平成26年4月1日現在580人の児童が入園し、入園率が44.6%となっています。

中学校区	施設名	備考	定員	対象児	預かり保育	入園児童数	入園率
津田	(公)津田幼稚園	統合検討中	180	3・4・5歳児	○	41人	22.8%
	(公)鶴羽幼稚園		120	3・4・5歳児	○	28人	23.3%
さぬき南	(公)寒川幼稚園		120	3・4・5歳児	○	85人	70.8%
	(公)富田幼稚園	H27.4から	120	4・5歳児	○	53人	44.2%
	(公)松尾幼稚園	さぬき南幼稚園	60	3・4・5歳児	○	25人	41.7%
志度	(公)志度幼稚園		230	3・4・5歳児	○	106人	46.1%
志度東	(公)さぬき北幼稚園	H26.4スタート	110	3・4・5歳児	○	53人	48.2%
長尾	(公)長尾幼稚園	統合検討中	160	3・4・5歳児	○	96人	60.0%
	(公)造田幼稚園		120	3・4・5歳児	○	50人	41.7%
	(公)前山幼稚園（休園）						
	(私)長尾聖母幼稚園		80	満3歳から就学前	○	43人	53.8%
幼稚園全体			1,300			580人	44.6%

資料：平成26年5月1日現在

## 6. 次世代育成支援行動計画（後期計画）の取組状況

### 6-1. 基本目標別の達成状況

次世代育成支援後期行動計画に掲載した具体的事業について、各事業担当課で達成度の自己評価を行いました。延べ101事業中81事業（80.2%）がAまたはBの評価となっています。

施策体系別に平均評価点を算出すると、「安心して暮らすことのできる基盤の整備」が平均1.5点と比較的低くなっています。

#### （1）子育てを支える体制の整備

子育てを支える体制の整備については、子育てに関する情報発信、相談窓口の一元化や、子育て支援センターの充実、助産師・保健師・各地域の児童委員・主任児童委員による家庭訪問、各種研修会の開催などに取り組み、「さぬき市次世代育成支援推進協議会」において定期的な評価・見直しを行いました。

アンケート結果からも、子育て家庭と地域住民との「つながり」の希薄化が見受けられることから、地域ぐるみで子どもを見守る・支援する体制づくりが重要となっています。

また、子育てと就労の両立支援の観点からも、産休・育休後のスムーズな職場復帰を可能とする施策の充実、男女共同参画社会の理念に沿った、男女の役割分担意識の改善など、父母が共に子育ての責任を果たしていくことが重要となっています。

施策	事業数	達成度別 事業数				平均点
		A	B	C	D	
子育て支援の情報提供・相談体制の構築	4	2	2	0	0	2.5
子育て支援を計画的に推進する体制づくり	3	0	2	1	0	1.7
地域ぐるみの子育て支援	4	0	3	0	1	1.5
子育てについて学ぶ環境の整備	4	1	2	0	1	1.8
就労と子育ての両立	2	0	1	0	1	1.0
合計	17	3	10	1	3	1.8

※評価内容 A：予定以上に進捗している（3点）  
 B：予定通り進捗している（2点）  
 C：現状維持（進展なし）（1点）  
 D：未実施・事業廃止（0点）



## (2) 子育て支援サービスの充実

子育てを支援するため、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育といった様々な子育て支援サービスに取り組んでいます。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保護者の就労希望などの潜在的なニーズに対応できる教育・保育施設の量的確保及び質の向上、地域子育て支援事業の充実が求められています。

施策	事業数	達成度別 事業数				平均点
		A	B	C	D	
保育サービスの充実	12	3	7	0	2	1.9
放課後児童保育サービスの充実	2	0	2	0	0	2.0
合計	14	3	9	0	2	1.9

## (3) 安心して生み育てることのできる環境づくり

安心して妊娠、出産、育児ができ、母子ともに健やかな生活が送れるよう、「母子健康手帳」「母子保健ガイドブック」の活用促進、母体の安全を確保するための妊婦健康診査の実施、各種相談事業、訪問指導事業を実施しています。

また、参加者のニーズに対応した妊婦教室（マタニティ学級）や、妊産婦訪問を行うことで、妊娠・出産・育児に対する不安の解消に努めています。

施策	事業数	達成度別 事業数				平均点
		A	B	C	D	
安全な妊娠・出産への支援	6	0	6	0	0	2.0
親子の健康づくり支援	9	0	5	0	4	1.1
食育の推進	4	2	2	0	0	2.5
思春期保健対策の推進	3	0	2	0	1	1.3
小児医療の充実	2	1	1	0	0	2.5
合計	24	3	16	0	5	1.7

#### (4) のびのびと育つ環境づくり

学校、家庭、地域が連携を図り、子どもの主体性・創造性を伸ばしていける育ちの環境整備や、社会性を育てる体験活動などの実施、いじめ・不登校等への対応、子どもの居場所づくり、有害環境対策の推進など、子どもの健やかな成長を支援しています。

施策	事業数	達成度別 事業数				平均点
		A	B	C	D	
学校などでの 子どもの健やかな成長支援	7	1	5	1	0	2.0
地域のなかで子どもが育つ環境の整備	12	4	6	2	0	2.2
有害環境対策の推進と非行等の防止	2	2	0	0	0	3.0
合計	21	7	11	3	0	2.2

#### (5) 配慮が必要な家庭や児童への支援

ひとり親家庭や障害のある子どもの家庭など、配慮が必要な家庭や児童に対し、子どもが健やかに成長できるよう支援を行っています。また、すべての子どもの権利を守り、自主性をもって成長できるよう、必要な支援を行っています。

施策	事業数	達成度別 事業数				平均点
		A	B	C	D	
ひとり親家庭等の自立支援	6	2	1	1	2	1.5
障害児施策の充実	6	1	4	0	1	1.9
子どもの権利を守るための環境整備	5	1	4	0	0	2.2
合計	17	4	9	1	3	1.8

## (6) 安心して暮らすことのできる基盤の整備

子どもを安心して生み、子どもが安全に暮らせる環境をつくるため、市、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、警察など関係機関が連携した取り組みを推進するとともに、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進しています。

施策	事業数	達成度別 事業数				平均点
		A	B	C	D	
子育てにやさしい生活環境の整備	2	0	0	0	2	0
子ども等の安全の確保	6	0	6	0	0	2.0
合計	8	0	6	0	2	1.5

## 6-2. 保護者の「子育て感」の変化

平成22年度に策定した、「さぬき市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の策定過程で行ったアンケート調査結果と、本計画策定の際に行った「さぬき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」について、保護者の「子育て感」の変化について確認を行いました。

概ね良い方向に改善されていますが、「地域の人からの声かけ」が就学前でマイナス4.6ポイント、小学生でマイナス3.3ポイントと他に比べて悪化していることから、子育て家庭と地域住民との「つながり」の希薄化が進んでいる事が考えられます。

要保護児童の早期発見や、安全、安心なまちづくりを実現するには、良好なコミュニティの形成が重要となるため、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりを構築する必要があります。

調査項目		前回調査	今回調査	評価
子育ては楽しいですか。 (楽しい、まあまあ楽しい)	就学前	84.9%	87.7%	+2.8ポイント
	小学生	84.3%	85.0%	+0.7ポイント
ゆったりした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。(十分ある、まあまあある)	就学前	64.5%	67.2%	+2.7ポイント
	小学生	66.1%	62.4%	-3.7ポイント
家族で協力して子育てをしていますか。 (十分協力している、まあまあ協力している)	就学前	90.3%	91.4%	+1.1ポイント
	小学生	87.9%	88.6%	+0.7ポイント
地域の人から「子どもが大きくなったね」などと声をかけられることがありますか。 (よくある、時々ある)	就学前	93.0%	88.4%	-4.6ポイント
	小学生	91.1%	87.8%	-3.3ポイント
周囲に人(近隣、友人)に支えてもらって子育てをしているという実感がありますか。 (大いにある、まあまあある)	就学前	70.9%	74.6%	+3.7ポイント
	小学生	72.5%	76.1%	+3.6ポイント

# 第3章 計画の基本理念及び目標

## 1. 基本理念

### 【本計画の基本理念】

## ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さめきっ子

子どもたちは次代に向けての主人公です。性別・国籍・障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して、明るくのびやかに育つことができる環境づくりが必要です。

また、子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会全体の宝でもあり、家庭だけでなく、地域、学校、企業等がそれぞれの役割を認識し、子ども・子育て支援は社会全体で協働して取り組む必要があります。

社会全体の協働により、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育っている社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。

### <参考>

さめき市次世代育成支援行動計画（後期計画）における基本理念

- 1 子どもの利益の最優先と主体的な育ちを支える環境づくり  
すべての子どもが、家庭環境や障害の有無、国籍の違いなど、どのようなことによっても差別されることなく、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障される地域社会を構築していきます。  
また、子どもの「生きる力」を伸ばしていくために、子どものもつ自主性、独創性や発想を大切に、子ども一人ひとりが自分の考えを述べ、参画できる環境づくりを進めます。
- 2 ゆったりとした気持ちで子育てできる環境づくり  
子どもの成長にとって家庭はかけがえない場所です。しかし、核家族化の進展などにより、親が家庭の中で孤立してしまうケースがみられるため、すべての親を対象に、様々な子育て支援サービスを受ける機会を提供していくことや、子育てに関する学習活動、交流活動への参加を促進し、ゆったりとした気持ちで楽しく子育てができるよう支援していきます。
- 3 子育て・子育てを地域全体で支える環境づくり  
子育てを家庭だけでなく、社会全体で支えられるよう、子育てに対する地域社会の理解を深めるとともに、支えあいのしくみづくりや、子育て支援の基盤整備を進め、地域の子育て力を高めます。

#### 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日）における基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### 少子化対策基本法（平成15年7月30日）における基本理念

- 1 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
- 2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。
- 3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
- 4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

## 2. 計画策定にあたっての基本的な視点

### 1 子どもの視点

◆子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮します。

### 2 次世代の親の育成という視点

◆子どもは、次代の親となるものという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野で子どもの健全育成に取り組めます。

### 3 サービス利用者の視点

◆父母の就労形態等に応じたニーズに柔軟に対応できるよう、幼児期の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業などについては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

### 4 社会全体による支援の視点

◆子育て支援施策は、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であるという認識の下、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

### 5 仕事と生活の調和の実現の視点

◆仕事と生活の調和の実現を目指し、行政や企業を始めとする関係者が連携した取組を進めます。

### 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

◆従来の「子育て支援」と「働き方の見直し」の一層の強化に加え、「結婚・妊娠・出産・育児」を切れ目がないように支援していくことを進めます。

### 7 すべての子どもと家庭への支援の視点

◆広くすべての子どもと家庭への支援という観点に立った取組を進めます。

### 8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

◆様々な地域社会資源、各種公共施設の効果的な活用促進を図ります。

### 9 サービスの質の視点

◆サービスの量的確保だけでなく、質を向上させていくといった視点に立ち、人材の資質の向上やサービス評価等の取組を進めます。

### 10 地域特性の視点

◆地域の特性を踏まえた主体的な取組を進めます。

### 3. 施策体系

基本理念の「ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子」を目指し、次の5つを基本目標に掲げて、子ども・子育て支援施策を展開します。

#### 基本理念

## ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子

基本目標	施策の推進内容
1 子育てを支える体制の整備	1 子育て支援の情報提供・相談体制の充実
	2 子育て支援サービスの計画的な推進 (第5章 子ども・子育て支援事業計画)
	3 地域ぐるみの子育て支援
	4 子育てについて学ぶ環境の整備
	5 ワーク・ライフ・バランスの推進
2 安心して生み育てることのできる環境づくり	1 母子保健の充実
	2 小児医療の充実
	3 思春期保健対策の推進
	4 食育の推進
3 のびのびと育つ環境づくり	1 学校などでの子どもの健やかな成長支援
	2 地域のなかで子どもが育つ環境の整備
	3 有害環境対策の推進と非行等の防止
4 配慮が必要な家庭や児童への支援	1 ひとり親家庭等の自立支援
	2 障害児施策の充実
	3 児童虐待防止対策の推進
5 安心して暮らすことのできる基盤の整備	1 子育てにやさしい生活環境の整備
	2 子ども等の安全の確保

## 第4章 分野別施策の展開

### 1. 子育てを支える体制の整備

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は従来のように親族や近隣からの日常的な支援や助言を受けて、自然に子育て力を高めていくことが難しくなっています。特に、家庭で子育てをしている保護者は、不安感、負担感、孤立感などを抱かえながら、日々の子育てを行っていることも多く、これが子どもへの虐待につながっていくことにもなりかねません。

アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「3割弱が、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がない（あまりない）」と答えています。

育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談・支援体制を拡充するとともに、必要な情報をすべての子育て家庭に伝えることができるよう、情報提供機能の強化を図る必要があります。

#### (1) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実

市役所担当窓口や、子育て支援センター等において、子育てに関する相談に応じます。

また、平成26年度より教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う専任職員を、さぬき市子育て支援課に配置して利用者支援に取り組みます。

さらに、保育所や幼稚園の地域開放による、身近な地域での情報提供・相談体制づくりに努めるとともに、子育てガイドブックの作成、訪問指導や電話相談、乳幼児健診、広報紙、ホームページなど多様な機会・媒体を活用し、子育てに関する正しい知識や情報の提供、相談支援に努めます。

施策名	施策の内容
地域子育て支援センターの充実	平成26年4月現在、葭池保育園、石田保育園、たらちね保育園の3施設において、育児不安などの相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行います。
子育て情報の提供	ホームページ等を通じて、さぬき市内の子育て支援に関する情報を発信していきます。
子育てガイドブックの作成	子育てガイドブックを作成し、窓口配布を始め、様々な機会を通じて配布します。また、定期的に掲載内容の更新を行います。
総合相談窓口の設置	相談窓口を継続して設置し、家庭児童相談員・母子・父子自立支援員・子育て支援相談員・保健師等による市民からの相談に対応します。



## (2) 子育て支援サービスの計画的な推進

子ども・子育て家庭等を支援する事業として、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の充実と適正な運営に努めるとともに、子育て支援を総合的・計画的に推進していくためにも、計画の推進・評価組織として関係機関や関係団体等の代表から構成される「さぬき市子ども・子育て会議」において、定期的に計画の点検・評価を行います。

施策名	施策の内容
教育・保育施設の充実	第5章 子ども・子育て支援事業計画参照
地域子育て支援事業の充実	第5章 子ども・子育て支援事業計画参照
第三者評価制度の導入検討	第三者苦情評価制度を継続して実施します。
放課後児童クラブの充実	<p>高学年の受入れについて、施設の状況や人員配備等を考慮しつつ、計画的に実施できるよう検討を行います。</p> <p>また、延長保育、2子以降の減免を行います。</p> <p>放課後子ども教室と連携を図りながら、小学校余裕教室などの社会資源の活用についても検討を行います。</p> <p>事業量の見込みは、第5章 子ども・子育て支援事業計画参照</p>
放課後子ども教室の充実	<p>放課後や土曜日などに、学校内や学校に隣接した体育館などで、地域の方々・学生ボランティア等の協力のもと、地域の実情に応じた異年齢の子どもたちが安全で楽しく過ごすことのできる『居場所』を提供しています。</p> <p>平成26年4月現在で、神前子ども教室、津田子ども教室、前山子ども教室、志度子ども教室の計4教室ありますが、今後、他の小学校においても教室開催に向けた準備を行い、平成31年度までに計5教室の整備を目指します。</p>
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施及び連携	教育委員会と福祉部局が連携を図りながら、全ての児童の安全・安心な居場所を確保する観点からも、同一の小学校で両事業を実施している場合は、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう検討を行います。
子ども・子育て支援事業の計画的な推進	学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「さぬき市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況等について定期的に点検・評価を行う事で計画的に推進していきます。
庁内連絡会議の開催	子育てに関する情報交換や課題の共有化、子どもに関する事業の調整を図るため、必要に応じて庁内関係各課による会議を開催します。
子育て支援総合コーディネーターの配置	相談員等を配置し、相談内容に応じた関係機関と連携することで、市民のニーズに対応していきます。

### (3) 地域ぐるみの子育て支援

将来的にも活気ある地域づくりを進めていくためには、子どもたちの成長を支えあう地に足の着いた地域活動の育成が重要となっています。

そのためには、コミュニティの育成や包括的なネットワークの構築等を実施していく必要があります。この子育てを核にして、地域内でのコミュニティが形成され、さらには高齢者や障がい者に関するネットワークともリンクしながら、さぬき市全体がお互いを支えあう大きなコミュニティを形成していきます。

施策名	施策の内容
子育てボランティアの支援・育成事業	子育てに関するボランティア団体への補助、活動支援を行います。
ファミリー・サポート・センターの運営	市社会福祉協議会に運営委託している「ファミリー・サポート・センター事業」の利用促進に努めるとともに、ひとり親家庭等への利用料の一部助成など、利用者支援に取り組みます。 事業量の見込みは、第5章 子ども・子育て支援事業計画参照
こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児家庭を対象に、助産師・保健師、各地域の児童委員・主任児童委員等による全戸訪問を行い、子育て支援に関する適切なサービス提供を行います。
子育てサークルの支援	母子愛育会をはじめとした子育てサークル等の活動を促進し、支援を継続します。

### (4) 子育てについて学ぶ環境の整備

少子化社会に育った世代では、自分の子どもが初めて抱く赤ちゃんであったり、世話をする赤ちゃんということも珍しくありません。子育てについては、インターネットや雑誌などを通じて様々な情報を得ることができます。しかし、情報が多いためにかえって不安を引き起こしている場合も少なくありません。

そのため、子育てに関して正しい知識を得たり、同じ悩みをもつ親同士が交流・学べる場づくり、講演会・研修会の開催等に取り組みます。

また、将来、親になる中高生に対しても、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取り組みを推進します。

施策名	施策の内容
子育てに関する講演会・研修会の開催	講演会・研修会等について、子育て支援センターや保育所（園）と連携を図りながら取り組みます。
家庭教育学級の充実	市内各小学校で実施している入学説明会や就学時の健康診断時、各幼稚園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用して、保護者の学習会を実施します。

#### (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、市のみで実現できるものではなく、国・県・企業といった関係機関と連携を図りながら取り組みます。

また、男女共同参画社会の理念に沿い、男女の役割分担意識を無くすことや、男女が共に子育ての責任を果たしていくことにより、女性のみにより子育ての負担がかからないよう啓発していきます。

施策名	施策の内容
育児・介護休暇制度の普及啓発	関係機関と連携を図りながら、各種制度の普及啓発に取り組みます。
男女共同参画社会の実現	男女共同参画に関する講演会やセミナーの開催など、男女共同参画社会実現に向けた取組を推進します。

## 2. 安心して生み育てることのできる環境づくり

### (1) 母子保健の充実

妊娠中や乳幼児の子育て期は、親が精神的・身体的にも育児不安を抱えやすい時期となり、この時期を対象とした母子保健事業については、認知度・利用度とも高くなっています。

これからも、親と子の心と体の健康づくりに関する重要な施策として、事業の充実に努めていきます。

施策名	施策の内容
母子健康手帳、母子保健、ガイドブックの活用促進	母子健康手帳及びガイドブックの活用について、マタニティ教室や健診などで啓発を実施します。また、安全な妊娠・出産に関するオリジナル啓発チラシを作成し併せて配布します。
妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査受診券を14枚交付しています。平成27年度から超音波検査を4回に拡充します。また妊婦歯科健康診査を継続実施します。
相談体制の充実	来所相談や電話相談等、随時対応していきます。 乳幼児相談は5か所の保健センターで月1回開催しており、継続します。
マタニティ学級の充実	体験型の講義を盛り込み、夫の参加率向上や妊婦の交流を図るなどニーズに対応した教室を実施します。
妊産婦に対する訪問指導の充実	妊産婦の訪問指導は継続し、相談体制の充実に努めます。
タッチケア教室ベビーマッサージ	乳児期の親子を対象に育児に関する教室を実施します。
健康診査の充実	3歳児健診、1歳6か月児健診、3～4か月児健診の受診率の向上に努めます。
予防接種実施率の向上	定期予防接種の実施率を向上させ、疾病の予防に努めます。
乳幼児訪問	乳幼児の訪問指導を継続実施し、相談体制の充実に努めます。
不妊治療費助成事業の周知	県事業の周知を行います。

## (2) 小児医療の充実

子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるように、健康や医療等に関する情報提供を行うとともに、県や医師会、近隣市町村と連携を図りながら、夜間・休日の小児救急医療体制の確保に努めます。

施策名	施策の内容
小児医療体制の充実	大川地区医師会の開業医及び香川大学医学部附属病院の小児科医の協力のもと、365日19時30分から23時までの夜間小児救急医療体制の継続に努めます。
医療費助成制度の充実	乳幼児医療費、子ども医療費、養育医療費に対する給付を行います。

## (3) 思春期保健対策の推進

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期となり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きく影響するといわれています。

成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期となり、保護者をはじめとして学校関係者、地域が、十分理解したうえで見守っていくことが必要となります。

スクールカウンセラーや専門相談員等の配置、教職員のカウンセリングマインドの向上に向けた研修、各種講演会、パンフレットや広報誌等を活用した、思春期保健に関する情報提供・普及啓発に取り組みます。

施策名	施策の内容
思春期保健教育の充実	思春期特有の心の変化に対する事業として、健康の自己管理に関する教室や基本的な生活習慣に関する教室、精神科医の講演会等を実施します。また、各学校において、児童生徒の課題にあった学校保健委員会を開催し、学校と家庭・地域の連携を図っていきます。
相談事業の充実	市内小・中学校の教育相談担当教員、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の合同研修会、中学校区内での情報交換等を行うことで、相談体制づくりに取り組みます。

#### (4) 食育の推進

食することは、人間が生きていく上で欠かせないものであり、食育は子どもから大人まで、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために不可欠なものとなります。

また、食育の一環として郷土料理や地場産品、地域の食文化を学ぶことは、郷土愛の育成にもつながることから、「さぬき市食育推進計画」と連携を図りながら、食育を通じた健康づくりの推進と郷土愛を育んでいきます。

施策名	施策の内容
食育推進ネットワークの形成	食に関わる関係機関と協力・連携しあいながら食育を推進します。
食育の推進	乳幼児健診時や小・中学校の食育教室等で、親子が望ましい食習慣を実践できるよう、食育指導や情報提供を行います。
食生活改善事業の実施	地場産物や学校給食を活用して、栄養教諭・職員から食に関する指導を実施するとともに、家庭での食育の重要性について啓発します。また、小児生活習慣病予防健診及びそれに係る事前・事後指導を行います。
たのしい保育所給食の推進 (栄養士配置) 事業	給食システムによる統一献立・帳簿管理を行い、給食担当者会の意見交換を行うことで、入所児の心身の成長と発育、健康の保持増進に必要な「楽しい給食」を推進します。

### 3. のびのびと育つ環境づくり

#### (1) 学校などでの子どもの健やかな成長支援

家族や兄弟姉妹の人数が減り、地域との関わりも希薄化するなか、さまざまな人との交流や体験の機会が減少し、子ども本来の自ら生きて育っていく力が弱まりつつあります。

このため、保育所、幼稚園、学校では、様々なことを体験し、学び、感じ、個性豊かに成長していける場として一層の充実を図ります。

また、学校・地域・家庭の連携を図った取り組みを強化していきます。

施策名	施策の内容
ふれあい交流事業の推進	幼稚園・小学校・中学校において、異校種の園児・児童・生徒の交流や教職員の交流を年間計画に位置付けて実施していきます。
総合的な学習時間の充実	各学校において、定期的に年間指導計画の再点検・見直しを行います。また、児童生徒の興味関心に基づく課題設定を行うことで、探究的な学習を展開していきます。
国際理解教育の充実	外国語指導助手や学校教育活動支援員（英語）による、中学校における英語授業や小学校における外国語活動の充実を図ることで、小学校低・中学年からの国際理解教育を充実し、異文化に触れる機会の充実に努めます。
校庭開放・空き教室の活用	放課後や土日に、スポーツ少年団への校庭開放を行います。同様に体育館も、スポーツ少年団や地域団体の活動に開放していきます。
スクールカウンセラー等の配置	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び心の教室相談員を配置し、不登校等問題を抱える児童生徒やその保護者、教員に対して、専門的な立場からの支援や相談活動を実施するとともに、関係機関等への連絡、調整を行います。
適応指導教室の運営	学校・家庭と連携しながら、登校できない児童・生徒のために、一人ひとりに応じた活動の場を提供し、学習支援や小集団活動を行うことで学校復帰や社会的自立をめざす支援を行います。

## (2) 地域のなかで子どもが育つ環境の整備

子どもたちの地域活動・居場所としては、放課後子ども教室、子ども会活動、公園、児童館、図書館、地域子育て支援センター、学校（校庭）などがあります。

子どもは、自然とのふれあいや体験や集団遊び、世代間の交流等を通じて多くのことを学びます。地域の中で子どもが育つ環境整備として、子どもたちが様々な体験や交流の機会をもてるよう配慮するとともに、企画の段階から子どもたちが参加でき、自分の意思で選択・参加していけるような事業展開を目指します。

また、ハード面の整備だけでなく、地域の協力を得て、見守り活動の展開による学校の校庭開放など、ソフト面での取り組みも重要であり、ハード・ソフト両面から総合的に子どもの居場所づくりを検討していきます。

施策名	施策の内容
子どもの参加による体験プログラムの企画と実施	理科教育を支援する趣旨に基づき、徳島文理大学、(公財)平賀源内先生顕彰会の協力のもと、①平賀源内先生に学び、創意工夫と発明思考の充実 ②科学のおもしろさを体験するプログラムを実施しています。今後も引き続き、子どもが参加できる体験プログラムの企画・実施に努めていきます。
親子教室等の休日の活動プログラムの充実	各公民館を拠点に、親子でふれあいながら学習するプログラムを充実させていきます。
生涯学習・生涯スポーツ環境の整備	生涯学習の拠点である公民館等の修繕が増加傾向にありますが、緊急性のあるものから随時対応することで、生涯学習・生涯スポーツ環境の整備に努めます。
地域文化・伝統活動への参加促進	歴史学習会等について経年的に実施することで、地域文化・伝統活動への参加促進に努めます。
地域活動団体への支援	子ども会活動の推進を目的とした、育成者講習を行うとともに、キャンプ等の青少年健全育成行事、各小学校区子ども会への補助を行います。また、単位スポーツ少年団の活動を推進するため、各種教室や講習、単位団活動への補助を行います。
図書館の充実	児童向け図書の充実や、図書館での子ども対象の行事を充実し、図書館利用の啓発・促進を行います。
ブックスタート事業	乳幼児健診時にすべての赤ちゃんと保護者に絵本を配布しており、今後も継続して事業を実施していきます。
23が60読書運動の推進	県が推進している家族で読書に親しむ『23(にさん)が60(ろくまる)読書運動』について、図書館にポスターを掲載するなどPR活動に努めていきます。
拠点となる児童館の整備	地域ボランティア等とさまざまな行事を企画することで、利用者の拡大に努めます。



施策名	施策の内容
児童館の整備	身近な施設となるよう、今後も引き続き施設の維持管理を行います。
児童遊園の整備	既存施設の維持管理を行います。ポケットパーク等公園整備の検討を行います。
校庭開放・空き教室の活用 (再掲)	放課後や土日に、スポーツ少年団への校庭開放を行います。同様に体育館も、スポーツ少年団や地域団体の活動に開放していきます。
放課後子ども教室の充実 (再掲)	放課後や土曜日などに、学校内や学校に隣接した体育館などで、地域の方々・学生ボランティア等の協力のもと、地域の実情に応じた異年齢の子どもたちが安全で楽しく過ごすことのできる『居場所』を提供しています。 平成26年4月現在で、神前子ども教室、津田子ども教室、前山子ども教室、志度子ども教室の計4教室ありますが、今後、他の小学校においても教室開催に向けた準備を行い、平成31年度までに計5教室の整備を目指します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施及び連携 (再掲)	教育委員会と福祉部局が連携を図りながら、全ての児童の安全・安心な居場所の確保・安心な居場所を確保する観点からも、同一の小学校で両事業を実施している場合は、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう検討を行います。

### (3) 有害環境対策の推進と非行等の防止

有害情報から子どもたちを守るために「さぬき市少年育成センター」では、市内に白ポストを設置し有害図書・ビデオなどを回収していますが、テレビやインターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報はインターネットの普及などにより入手しやすく、無防備となっているため、家庭や学校、地域が協力して解決していかなければなりません。そのためには、家庭や学校での指導を徹底させることで子どもを有害情報から保護するとともに、これら有害情報の発信者に対して自主的措置を働きかける等の事前対策にも取り組んでいきます。

また、子どもの非行を未然に防ぐために、地域内で子どもを取り巻く状況などについて、行政や学校、PTA、民生委員、主任児童委員、市民の参加により相互に情報や認識を共有化し、地域が連携した見守り・指導体制の充実に努めます。

施策名	施策の内容
有害情報の排除	市内12ヶ所にある白ポストを設置しており、引き続き週1回(水曜日)の回収を継続します。
スクラム子どもサポート事業	青少年の健全育成と非行防止を目的とした、さぬき市少年育成センター補導員や関係機関との連携による社会参加活動を実施します。

## 4. 配慮が必要な家庭や児童への支援

### (1) ひとり親家庭等の自立支援

近年、本市においてもひとり親家庭は増加傾向にあります。

国においては、ひとり親家庭をめぐる状況の変化を踏まえ、平成26年4月に「母子及び寡婦福祉法」の一部を改正し、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改め、父子家庭に対する支援を拡充しました。

本市においても、ひとり親家庭への相談支援体制の充実、仲間づくりの促進、経済的支援、就労支援といった各施策について、関係機関と連携を図りながら総合的に推進していきます。

施策名	施策の内容
母子・父子自立支援員の配置と総合的な支援の実施	母子・父子自立支援員を引き続き1名設置し、自立に必要な支援や情報提供などを総合的に提供していきます。
自立支援教育訓練給付事業	職業能力の開発のために行う教育訓練への支援（経費一部補助）を行います。
高等職業訓練促進給付金給付事業	教育訓練機関中の生活費負担の軽減のため、資格取得を容易にし、安定した修業環境を提供するため給付金支給を行います。
日常生活支援事業の実施	ファミリー・サポート・センター等利用の情報提供を行いません。
特別奨学金事業	生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能修得に必要な学資を支給します。
災害遺児手当事業	災害遺児の扶養者に対して支給します。

### (2) 障害児施策の充実

発達障害をはじめ、様々な障害のある子どもが増える中で、障害や発達の遅れを早期に見出すことが重要になっています。

市が実施している各事業を通じて、発達の遅れや心身に障害を持つ子どもの早期発見に努めるとともに、保健福祉事務所、かがわ総合リハビリテーションセンターなどの関係機関と連携を図りながら療育支援体制の充実に取り組みます。

また、障害のある子どもが住み慣れた地域で学び、生活していくために必要な援助に取り組むとともに、地域の障害に対する理解の普及・啓発に取り組みます。

施策名	施策の内容
早期発見・早期対応	1歳6か月児健診や3歳児健診等の会場において、専門職によるスクリーニングやフォローを行うことで、障害や発達の遅れの早期発見・早期対応に取り組めます。また、就学前健診の充実に取り組めます。

施策名	施策の内容
児童発達支援事業の充実	平成26年度より発達障害相談支援事業を市内事業所に委託し、常時相談を受ける体制を整えました。今後は質の確保、向上や安定した相談体制の整備に努めます。 また、発達障害の早期発見、当該児への継続的な相談、保護者への医療機関の紹介、助言などの支援を行うために、さぬき市発達障害等支援連携会議を定期的開催します。
「ことばの学級」実施	市民病院と連携し、実施します。
教育相談・就学指導の充実	就学前児童の教育相談・就学指導について、早期支援コーディネーター・幼稚園・関係機関が連携を図りながら取り組みます。また、小学校就学後についても継続的に取り組んでいきます。
障害児保育	全ての保育所（園）・幼稚園で受け入れを行います。
障害児支援教育の充実	心身に障害のある幼児が他の幼児とともに充実した幼稚園生活が送れるよう、保育の補助を行う支援員を継続的に配置していきます。

### （３）児童虐待防止対策の推進

児童虐待の背景には、家庭の抱える社会的、経済的、心理的な問題に加え、地域の子育て力の低下等が起因していると考えられています。

家庭の養育力を高めることが虐待の未然防止につながることから、養育に問題を抱える家庭を、乳幼児全戸訪問事業等から早期に把握し、養育支援訪問事業等により養育支援が必要な家庭に対する相談、情報提供、訪問支援等に取り組みます。

また、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和するためにも、世代間交流等を推進することで、地域の子育て力を向上させるとともに、子育て家庭の交流の場、育児相談、情報提供の場の拡充に努めます。

さらに、庁内関係部署、地域の保健・医療・福祉・教育関係団体、警察、児童相談所、保健福祉事務所などの専門機関と連携を図ることで、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

施策名	施策の内容
さぬき市児童虐待防止行動の推進	児童対策地域協議会を設置し、要保護児童及び要支援児童、特定妊婦等の対応について関係機関と連携して取り組んでいきます。
児童虐待防止ネットワークの充実	市民への啓発活動、関係機関への啓発活動等を継続して実施します。
子育て期の親に対するこころのケア	来所による相談や電話相談、訪問等による相談について、随時対応していきます。
相談支援の充実	乳幼児相談の実施、その他電話相談、訪問等による相談について、随時対応していきます。児童虐待等の相談体制の構築に取り組んでいきます。

施策名	施策の内容
育児支援家庭訪問事業	新生児乳児・妊産婦訪問や支援が必要な家庭を訪問することで、虐待防止等に取り組みます。

## 5. 安心して暮らすことのできる基盤の整備

### (1) 子育てにやさしい生活環境の整備

すべての子どもと家庭が、ゆとりをもって子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、関係各課と連携を図りながら、子育て家庭に配慮した生活環境の整備に取り組みます。

施策名	施策の内容
道路歩道の整備	必要に応じて検討していきます。

### (2) 子ども等の安全の確保

近年、子どもを狙った犯罪が全国的に増加しています。

地域の子どもたちは、地域で守るという意識を高めていくとともに、警察等と連携を図りながら、犯罪の未然防止、早期対応を行うことで、子どもを犯罪から守るまちづくりを推進します。

また、交通安全の推進として、保育所、幼稚園、小・中学校での交通安全教室の開催、通学路の危険箇所の安全点検やPTAや地域の住民組織による交通安全街頭指導等に取り組みます。

施策名	施策の内容
交通安全運動及び交通安全教室の開催	各関係機関と連携を図りながら、交通安全キャンペーンや交通安全教室等の各種交通安全啓発活動を実施することで、交通安全意識の高揚に努めていきます。
防犯灯等の整備	防犯灯の整備について、新設・修繕等地域からの要望に対して、可能な限り速やかに対応していきます。
見守り活動の推進	交通指導員による登校時の街頭立哨や各種ボランティア団体による見守り活動等により、子どもが交通事故に遭わず、安全、安心に登下校することができるよう、見守り活動を推進していきます。
犯罪から身を守るための啓発の推進	各関係機関と連携を図りながら、防犯キャンペーンや防犯教室の開催等の各種防犯啓発活動を実施することで、防犯意識の高揚に努めていきます。
被害にあった子どもの保護の推進	子どもが安全・安心に暮らすことができるよう、「子ども110番連絡車」制度の推進、少年育成センターの「子どもSOS」事業との連携に取り組みます。また、職員の安全運転と防犯意識の高揚に取り組みます。

施策名	施策の内容
安心・安全マップの作成	<p>安心・安全マップについて、各学校で定期的に見直しを行うことで、随時新しい情報を加味しながら修正を加えていきます。また、学校支援ボランティアによる、子どもたちの安全確保のための活動を推進していきます。</p>
災害時、避難時の子どもへの対応	<p>災害はいつ起こるかわかりません。子どもたちを災害から守るためにも、教育・保育施設、学校、ファミリー・サポート・センター、児童クラブ等の子どもの居場所となる各種関係機関・団体において、防災訓練に取り組むとともに、家庭を含めた災害時の連絡・連携体制の構築に努めます。また、避難時及び災害後の子どもたちの心のケアについて、関係機関と連携しながら取り組みます。</p>

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 教育・保育提供区域の設定

これまで、次世代育成支援行動計画などにおいては、市域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきました。また、子育て支援拠点事業や一時預かり事業、延長保育事業などの地域子ども・子育て支援事業にも原則的には共通の設定となることや、将来的な人口推移などに柔軟に対応できることなども考慮して、本市においては、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

【教育・保育提供区域図】



## 2. 認定区分

教育・保育の必要量は、認定区分ごとに見込むこととされているため、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっており、保護者が共働きでも「幼稚園」を希望するケースもあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込むことになります。

### 【量を見込む認定区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども (以下、2号認定(幼稚園)と表記)	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、2号認定(保育所)と表記)	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども (以下、3号認定(0歳)・3号認定(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市では、これまで保育の必要性の認定における就労下限時間を64時間に設定していたことから、新制度移行後も引き続き下限時間を64時間に設定します。

### 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きく乖離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成27年4月現在、幼稚園が公立私立を併せて9施設、保育所（園）が、公立私立を併せて11施設となっています。

供給体制については、0歳児の保育を除いては概ね供給可能となっています。0歳児保育の受入枠の拡大については、ニーズを見極めながら、保育士の確保（潜在保育士含む）に努めることで供給体制の確保に努めます。

#### (1) 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもで、教育を希望する者（1号認定、2号認定）については、現状の施設整備で確保できています。

#### <教育を希望する子ども> 1号認定+2号認定(幼稚園)

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量 の 見 込 み	1号認定	219	209	202	196	201
	2号認定(幼稚園)	389	371	358	347	357
	計	608	580	560	543	558
② 確 保 方 策	幼稚園 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	593	565	557	540	470
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	0	0	3	3	88
	確認を受けない幼稚園※ <sup>2</sup>	15	15	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		幼稚園		認定こども園		
		【平成27年4月】 富田幼稚園と松尾幼稚園を統合した、「さぬき南幼稚園」が開園。 【平成29年4月】 私立幼稚園1園が施設型給付の対象となる予定。		【平成29年4月】 民間の特定教育・保育施設のうち1施設が幼保連携型認定こども園として開園予定。 【平成31年4月】 津田幼稚園、鶴羽幼稚園、津田中央保育所及び津田東部保育所を統合した特定教育・保育施設が開園予定。		



3歳以上の子どもで、保育を必要とする者（2号認定）については、現状の施設整備で確保できています。

＜保育を必要とする子ども＞ 2号認定(保育所)

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み 2号認定(保育所)		400	382	369	358	367
② 確保 方策	保育所 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	400	382	328	318	314
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	0	0	41	40	53
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保育所		認定こども園		
		【平成27年4月】 公立私立併せて11施設		【平成29年4月】 民間の特定教育・保育施設の うち1施設が幼保連携型認 定こども園として開園予定。 【平成31年4月】 津田幼稚園、鶴羽幼稚園、 津田中央保育所及び津田東 部保育所を統合した特定教 育・保育施設が開園予定。		

※1 特定教育・保育施設

市町村から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設

※2 確認を受けない幼稚園

現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されます。

(2) 3歳未満の子ども

0歳児については、保育士の確保（潜在保育士含む）を行うことで、平成29年度には必要量を確保できるよう努めます。

<0歳児> 3号認定

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み 3号認定（0歳児）		87	86	85	82	80
② 確保 方策	保育所 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	87	86	74	72	60
	認定こども園 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	0	0	11	10	20
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保育所		認定こども園		
		【平成27年4月】 公立私立併せて11施設		【平成29年4月】 民間の特定教育・保育施設の うち1施設が幼保連携型認 定こども園として開園予定。 【平成31年4月】 津田幼稚園、鶴羽幼稚園、 津田中央保育所及び津田東 部保育所を統合した特定教 育・保育施設が開園予定。		

<1・2歳児> 3号認定

(単位:人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み 3号認定（1・2歳児）		336	383	376	371	363
② 確保 方策	保育所 (特定教育・保育施設※ <sup>1</sup> )	336	383	343	339	295
	認定こども園	0	0	33	32	68
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
確保方策の内容		保育所		認定こども園		
		前表に同じ		前表に同じ		

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。但し、基本指針においても「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされていることから、国手引きによる量の見込みが実態と大きく乖離した場合には、ニーズ調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

### (1) 利用者支援事業

児童やその保護者が保育所・幼稚園・認定こども園等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【現 状】 平成26年度から実施している継続事業です。

### 【量の見込みと確保量】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う専任職員を、さぬき市子育て支援課に配置して実施します。(基本型)

地域子育て支援事業実施施設においても情報提供や相談・助言等が行えるよう、連携を図っていきます。

## (2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育所等における11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

### 【現 状】

平成26年度現在、19時までの延長保育を公立保育所3か所、私立保育所5か所で実施しています。

（公立）富田保育所、志度保育所、長尾保育所

（私立）岡野松保育園、葭池保育園、ひまわり保育園、石田保育園、たらちね保育園

平成25年度利用実績は、191人です。

### 【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	155	153	149	145	146
②確保量	155	153	149	145	146
②－①	0	0	0	0	0

### 【確保の内容】

本市における時間外保育（延長保育）は、利用実態を見極めながら延長保育実施施設の拡大等を検討します。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

#### 【現 状】

平成 26 年度現在、小学校敷地内の余裕教室や専用施設、児童館、児童ふれあいセンター等を利用して、9 か所で実施しており、386 人の児童が在籍しています。

平成 26 年度現在は、1 年生から 3 年生の受け入れとなっており、待機児童は発生していません。

#### 【量の見込みと確保量】

<低学年>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	438	426	418	400	381
②確保量	438	426	418	400	381
②-①	0	0	0	0	0

<高学年>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	299	278	265	270	262
②確保量	299	278	265	270	262
②-①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

低学年については、現状で需要に見合う施設（事業）が確保できています。

高学年については、新たな施設整備や余裕教室等を活用するなどして、実施場所の確保に努め、段階的に事業を実施していきます。

#### (4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

##### ◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴います。）

##### ◎夜間養育等事業（トワイライト事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

#### 【現 状】

本市には、児童養護施設はありません。現在、近隣市の児童養護施設等2か所に業務委託しています。

#### 【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

近隣市の児童養護施設等に委託を行う事で、ニーズ量を確保します。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や教育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【現 状】

「出生届」を提出頂いた方を対象に、さぬき市より委嘱を受けた民生委員児童委員・主任児童委員の訪問スタッフが、家庭訪問を行い、子育てに役立つ情報を届けており、平成25年度実績では、308人に実施しています。

また、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施した方には、お子さんが1歳になられた時、再度民生委員児童委員・主任児童委員さんが訪問しています。

#### 【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	292	288	284	276	268
②確保量	292	288	284	276	268
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、0歳児人口を設定

#### 【確保方策】

提供体制は現状で確保できているため、今後は、訪問率100%をめざします。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

### 【現 状】

平成 25 年度実績：6 人

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、助産師等が訪問・相談指導を行っています。

### 【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保量	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、過去の実績を基に算出。

### 【確保方策】

提供体制は現状で確保できているため、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。



## (7) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の児童及び保護者を対象に、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

### 【現 状】

平成26年4月現在、葭池保育園、石田保育園、たらちね保育園の3施設において実施しており、平成25年度利用実績(0~2歳)は8,033人となっています。

平成27年4月に、ひまわり保育園が開設予定です。

おおむね3歳未満児を対象とした事業ですが、3歳以上児の利用もみられます。

### 【量の見込みと確保量】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	29,340	30,612	29,604	29,076	28,380
②確保量	29,340	30,612	29,604	29,076	28,380
か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、毎年の実績にばらつきがあり、今後の動向を予測することが難しいため、過去の最大利用率実績に推計人口を乗じて算出。

### 【確保方策】

実績の推移を見守りながら、適宜、相談体制の強化に努めます。

## (8) 一時預かり事業

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の終了後や、長期休業中に教育活動を行う事業で、現在の「預かり保育」です。今後、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることになるものを除き、新制度においては、一時預かり事業として実施されます。

#### 【現 状】

平成 26 年度現在、全ての幼稚園で実施しています。

#### 【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	39, 323	39, 831	35, 881	34, 697	36, 334
（1号認定）	1, 334	1, 351	1, 217	1, 177	1, 233
（2号認定）	37, 989	38, 480	34, 664	33, 520	35, 101
②確保量	39, 323	39, 831	35, 881	34, 697	36, 334
②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後の児童人口減少にともない、ニーズ量も減少する見込みとなっており、現体制で提供可能となっています。

## ②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の病気等により家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を、保育所等で受け入れ、保育を行う事業です。

### 【現 状】

平成 26 年度現在、公立保育所 1 か所と私立保育園 2 か所で開催しており、平成 25 年度実績は、1,843 人日となっています。

### 【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,126	3,125	3,051	2,983	2,964
②確保量	3,126	3,125	3,051	2,983	2,964
②－①	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

現体制で提供可能と考えますが、実績の推移を見守りながら、適宜、確保策に努めます。

### (9) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

#### 【現 状】

平成 26 年度現在、さぬき市民病院 病児・病後児保育室「コスモス」で実施しています。定員は 1 日 4 人、対象は生後 6 か月から小学校 3 年生の児童となっており、平成 25 年度利用実績は 428 人日となっています。インフルエンザ等の感染症の流行により、利用者数の増減があります。

#### 【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	950	950	950	950	950
②確保量	950	950	950	950	950
市内施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

現体制でニーズに対応する事は可能と考えますが、インフルエンザ等の流行度合によりニーズ量の変動するため、今後、実績の推移を見守りながら、適宜、医療機関等と検討を行い確保策に努めます。

#### (10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児から高校生（18歳）までの児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

#### 【現 状】

おねがい会員・まかせて会員ともに年々増加しており、平成25年度利用実績は、低学年634人、高学年208人となっています。

活動内容として、送迎事業（保育所・幼稚園利用前後の送迎、学童保育利用前後の送迎）、や冠婚葬祭や兄弟学校行事の際の預かり等となっています。

#### 【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,153	1,153	1,153	1,153	1,003
②確保量	1,153	1,153	1,153	1,153	1,003
②-①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

利用件数を増やすためには、まかせて会員の増加が必要となることから、継続的にファミリー・サポート・センターについての情報提供を行い、会員の増加を図ることで、必要量を確保します。

### (11) 妊婦健診事業

母子健康法第13条の規定によりさぬき市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

#### 【現 状】

県内の医療機関に委託して実施しており、平成25年度実績で285人（受診率92.5%）となっています。

平成26年度 妊婦に対する健康診査等の内容及び受診回数

○妊婦一般健康診査 14回以内（妊婦一人につき助成券を14枚交付）

- ・梅毒血清反応検査
- ・子宮頸がん検診（細胞診）
- ・B型肝炎抗原検査
- ・C型肝炎抗体検査
- ・HIV抗体検査
- ・風疹ウイルス抗体検査
- ・妊婦超音波検査
- ・妊婦歯科健康診査
- ・HTLV-1抗体検査
- ・GBS検査
- ・性器クラミジア検査

#### 【量の見込みと確保量】

（単位：人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,780	3,724	3,682	3,570	3,472
②確保量	3,780	3,724	3,682	3,570	3,472
②-①	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

必要量を提供する体制はできており、今後は受診率の向上に努めます。

## 5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制確保

### ○教育・保育の現状と課題

近年、社会状況の変化に伴い、保護者の生活スタイルや仕事に対する価値観が多様化している一方で、地域のつながりが希薄化していることによる、地域の子育て力の低下が課題となっており、保護者が幼稚園や保育所に求める教育及び保育のニーズは多様化してきています。

また、子どもを取り巻く環境にも変化が生じており、基本的な生活習慣や規範意識が十分に身につけていない、コミュニケーション能力や協調性、自立心などが育つための経験が減っている子どもや、運動能力の発達につながる遊びが苦手な子どもが増加傾向にあるといわれています。

このような状況下で、就学前施設における幼児教育・保育については、幼稚園教育要領の改訂や保育所保育指針の改定により、発達や学びの連続性の確保を明確にするとともに、乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を意識した取組みを推進しています。

### ○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

認定こども園制度は、近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化、保護者や地域の多様なニーズに応えることを目的として、平成18年10月に開始された制度で、幼稚園・保育所（園）としてこれまで培ってきた知識・技能など双方の良さを活かす質の高い教育・保育を提供する施設となっています。

子ども・子育て支援新制度では、3区分の認定結果に応じて、幼稚園・保育所（園）などの施設の利用先が決まる仕組みとなりますが、認定こども園は、認定結果及び保護者の就労状況の変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れることのできる施設となります。

将来的には、地域の実情や子どもの視点を第一に考えた施設の運営形態を検討するとともに、民間活力の活用による事業方式等についても視野に入れるなど、柔軟性を持った取組みを推進していきます。

---

## 第6章 計画の推進

---

### 1. 推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応していきます。また、新たな課題等についても、積極的に課題解決に努めていきます。

### 2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で子育て支援に取り組むには、市民や地域、企業、関係団体および行政が連携を図りながら各種施策を展開する必要があります。中学生や高校生は、次代の親となるための段階に進み、市民や企業、関係団体等は、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担うことが、子育てや児童の健全育成を含む総合的な子育て支援へとつながります。

また、行政は広報やパンフレット、ホームページ等で子育て支援施策の情報提供に努め、子育てに関するイベントや講座等を企画するなど、より効果的・効率的に計画内容の広報・啓発に努めます。

### 3. 進捗管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、さぬき市子ども子育て会議において定期的に点検・評価を行います。

また、子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取組が必要なことから、各取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定することで、点検および評価を行い施策の改善に結び付けていきます。



# 附 資料編

## 1. さぬき市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、さぬき市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年さぬき市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表集落支援員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額 8,000円
--------------	-----------

## 2. さぬき市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

	区 分	役 職 名	氏 名	任 期	備 考
1	学識経験者	高松大学副学長	佐竹 勝利	H25. 10. 2～H27. 10. 1	会長
2	行政関係者	香川県東讃保健福祉事務所所長	井上 省二	H26. 6. 25～H27. 10. 1	
3	事業主代表	社会福祉法人 たらちね福祉会たらちね保育園園長	杉浦 修造	H25. 10. 2～H27. 10. 1	副会長
4	幼稚園代表	さぬき市幼稚園長会会長	福西 マリコ	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
5	小学校代表	さぬき市小学校長会代表	木村 彰伸	H26. 11. 25～H27. 10. 1	
6	子育て当事者	前さぬき市立長尾保育所保護者会会長	鈴木 貴子	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
7	子育て当事者	前さぬき市幼稚園PTA会長	石原 行延	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
8	子育て当事者	さぬき市母親代表委員会副委員長	山本 千景	H26. 6. 25～H27. 10. 1	
9	子育て支援者	さぬき市主任児童委員会会長	富田 晃子	H25. 12. 1～H27. 10. 1	
10	子育て支援者	さぬき市母子愛育会代表	福澤 美香	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
11	子育て支援者	さぬき市社会福祉協議会事務局長	六車 正徳	H26. 6. 25～H27. 10. 1	
12	労働者代表	さぬき市職員連合労働組合代表	大西 由美	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
13	公募者		長町 邦子	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
14	公募者		宮本 暢子	H25. 10. 2～H27. 10. 1	
15	公募者		筒井 美佐子	H25. 10. 2～H27. 10. 1	

	区 分	旧 役 職 名	氏 名	任 期	備 考
2	行政関係者	香川県東讃保健福祉事務所所長	松本 吉弘	H25. 10. 2～H26. 6. 24	退職により退任
5	小学校代表	さぬき市小学校長会代表	吉本 嘉夫	H25. 10. 2～H26. 6. 24	会長交代により退任
5	小学校代表	さぬき市小学校長会代表	藤井 美栄子	H26. 6. 25～H26. 11. 24	申し出により退任
8	子育て当事者	さぬき市母親代表委員会副委員長	白井 理恵	H25. 10. 2～H26. 6. 24	役職交代により退任
9	子育て支援者	さぬき市主任児童委員会会長	野崎 紀子	H25. 10. 2～H25. 11. 30	会長交代により退任
11	子育て支援者	さぬき市社会福祉協議会事務局長	吉原 正和	H25. 10. 2～H26. 6. 24	退職により退任

さぬき市役所 健康福祉部 子育て支援課

〒769-2392

住 所：香川県さぬき市長尾東888番地5

電 話：0879-52-2517

FAX：0879-52-4727

メール：kosodate@city.sanuki.lg.jp

URL：<http://www.city.sanuki.kagawa.jp>